

対馬地域森林計画書

(対馬森林計画区)

計画期間 { 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 17 年 3 月 31 日 }

令和 6 年 12 月 20 日



長 崎 県

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、同法第4条第1項の全国森林計画に即して、対馬森林計画区に係る民有林について、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、施業の指針、土地の保全に関する事項等を明らかにするとともに、計画期間内における伐採、造林、林道開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。

なお、本計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10か年間である。

目 次

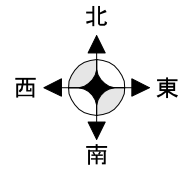
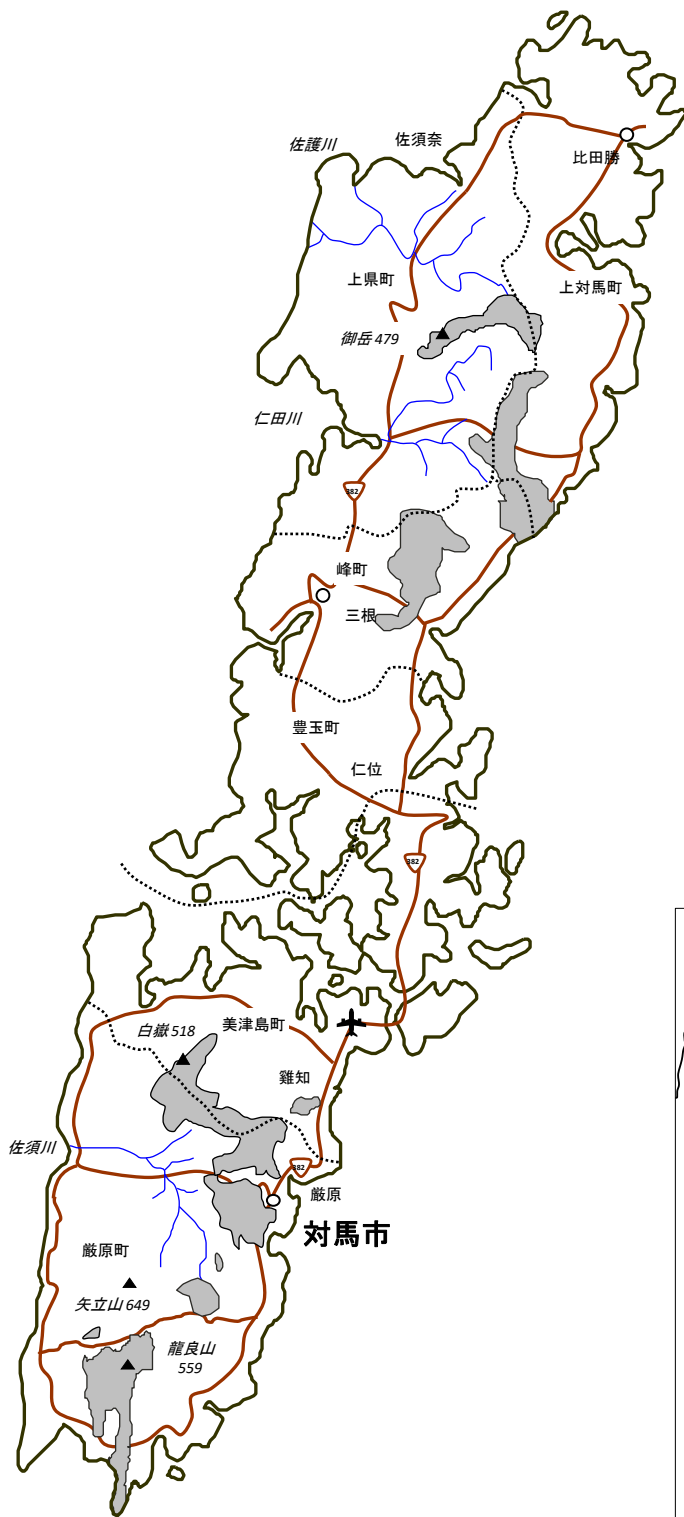
I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
(1)	位置及び行政区域	1
(2)	自然的背景	1
(3)	社会経済的背景	2
(4)	森林・林業の概況	3
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	10
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
(1)	森林の整備及び保全の目標	11
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	12
(3)	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2	その他必要な事項	14
第3	森林の整備に関する事項	15
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	15
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	15
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	16
(3)	その他必要な事項	17
2	造林に関する事項	18
(1)	人工造林に関する指針	18
(2)	天然更新に関する指針	19
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
(4)	その他必要な事項	21
3	間伐及び保育に関する事項	22
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	22
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	22
(3)	その他必要な事項	23
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	24
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針	24
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	28
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	28
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	28
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	29
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	29
(5)	林産物の搬出方法等	30

(6) その他必要な事項	30
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項	31
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び 森林施業の共同化に関する方針	31
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	31
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	31
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	32
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	33
(6) その他必要な事項	34
第4 森林の保全に関する事項	35
1 森林の土地の保全に関する事項	35
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区	35
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある 森林及びその搬出方法	35
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	35
(4) その他必要な事項	35
2 保安施設に関する事項	36
(1) 保安林の整備に関する方針	36
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	36
(3) 治山事業の実施に関する方針	36
(4) 特定保安林の整備に関する事項	36
(5) その他必要な事項	36
3 鳥獣害の防止に関する事項	37
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針	37
(2) その他必要な事項	37
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	38
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	38
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	38
(3) 林野火災の予防の方針	38
(4) その他必要な事項	38
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	39
(1) 保健機能森林の区域の基準	39
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	39
第6 計画面積等	41
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	41
2 間伐面積	41
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	41
4 林道の開設及び拡張に関する計画	42

5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	44
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	44
(3)	実施すべき治山事業の数量	45
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期	45
第7	その他必要な事項	46
1	保安林その他制限林の施業方法	46
(附)	参考資料	
1	森林計画区の概要	55
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	55
(2)	地況	55
(3)	土地利用の現況	55
(4)	産業別生産額	56
(5)	産業別就業者数	56
2	森林の現況	57
(1)	齢級別森林資源表	57
(2)	制限林、普通林別森林資源表	61
(3)	市町村別森林資源表	62
(4)	所有形態別森林資源表	63
(5)	制限林の種類別面積	65
(6)	樹種別材積表	66
(7)	特定保安林の指定状況	66
(8)	荒廃地等の面積	66
(9)	森林の被害	67
(10)	防火線等の整備状況	67
3	林業の動向	68
(1)	保有山林規模別林家数	68
(2)	森林経営計画の認定状況	68
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	68
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	68
(5)	林業事業体等の現況	68
(6)	林業労働力の概況	70
(7)	林業機械化の概況	70
(8)	作業路網等の整備の概況	70
4	前期計画の実行状況	71
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	71
(2)	間伐面積	71
(3)	人工造林及び天然更新別面積	71
(4)	林道の開設及び拡張の数量	71
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	72
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	72
5	森林資源の推移	73
(1)	分期別伐採立木材積等	73
(2)	分期別期首資源表	74
6	その他	75
(1)	長崎県天然更新完了基準	75

(2) 間伐指針表	78
(3) スギ・ヒノキ施業体系図	80
(4) コナラ・アベマキの分布図	82
(5) 持続的伐採可能量	83

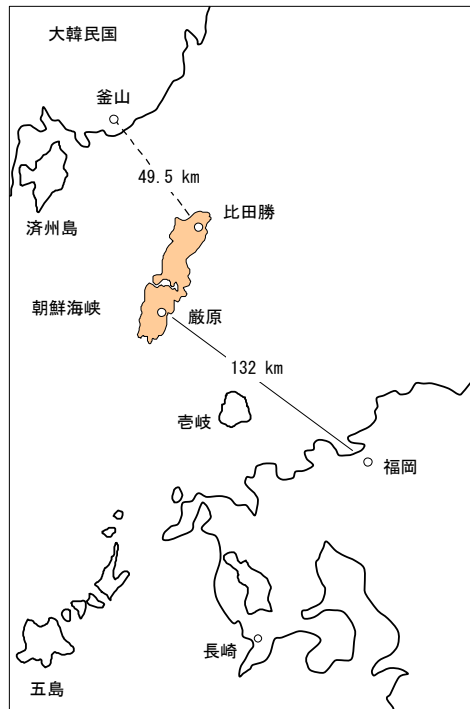
対馬森林計画区的位置図



(凡例)

山岳	▲
河川	—
主要道路	—
国有林	■
市役所	○
町界

位置図



縮尺 1:350,000

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名
農	統	林 政 課 長 (参 事 監)	対	林 業 課 長	山 口 健 司
	括	総 括 課 長 補 佐		林 政 班 係 長	溝 口 哲 生
林 部 林 管 政 課	参 事	德 永 宇 之	馬 振 興 局	技 師	岸 下 司
		森 係 長		寺 崎 太 志	技 師
	林 係 長	前 田 義 兼		技 師	今 里 梓
	管 主 任 技 師	鎌 田 真 希		技 師	大 曲 捷 斗
	理 技 師	坂 本 こころ		普 及 班 係 長	堀 口 竜 男
	班			技 師	江 崎 雄 介
				技 師	松 田 ひかる

従事期間 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

本森林計画区は、県の北西部、九州本土と朝鮮半島との間の海域に位置する約707km²の対馬島を区域としている。

本島は南北約82km、東西約18kmの細長い島で、北西部は朝鮮海峡を隔てて韓国に、東南部は対馬海峡を隔てて壱岐島及び福岡県北部に面し、海岸線の長さは915kmにも及び、我が国の島嶼でも上位の土地面積を有する。

緯度は、北端が北緯34度42分、南端が北緯34度5分、北端は大阪府、南端は和歌山県付近の緯度に相当する。

南部の主要港^{いづはら}厳原港から福岡県の博多港までは海路132km、北部の^{ひたかつ}比田勝港から韓国の釜山までは49.5kmの距離にあり、九州本土よりも韓国に近い。

県の行政機関は対馬振興局に属し、その区域は、市町村合併前は^{しもあがた}下^{かみあがた}県^{みね}郡の^{かみつしま}厳原町・^{みつしま}美津島町・^{とよたま}豊玉町と^{かみあがた}上^{かみつしま}県^{みね}郡の^{かみつしま}峰町・^{かみつしま}上^{かみつしま}対馬町から成っていたが、平成16年3月1日の合併により対馬市となった。

なお、林野庁所管の国有林及び官行造林は、九州森林管理局長崎森林管理署により管理されている。

(2) 自然的背景

① 地形

対馬の山地をみると、北部の上県山地と南部の下県山地では、海拔300～500mの等頂面が認められ、隆起準平原と考えられる。その中間に位置する^{あそ}浅茅湾の周囲には、50～100mの低い平坦面をもつ丘陵地が分布する。上県山地の準平原上には、粗粒玄武岩からなる残丘として、御岳(479m)・^{せんびょうまき}千俵^{ごんげん}藪山(287m)・^{ごんげん}権現岳(188m)が突出する。

また、下県山地の北西部には、^{しらたけ}白嶽(515m)を主峰とする石英斑岩の岩床から成る連山が北方へ長く延びて、浅茅湾内にまで達している。

下島の^{うちやま}内山盆地は^{かこうがん}花崗岩の侵食盆地であり、その周囲には熱変成作用を受けて、堅固なホルンフェルス化した堆積岩から成る山地が取り巻く。対馬の最高峰をなす^{やたて}矢立山(648m)から、右回りで、^{おおとりげ}大鳥毛山(565m)・^{めいしのだん}舞石ノ壇山(536m)・^{かやぼ}萱場山(515.7m)・^{たてら}竜良山(558m)・^{もっこく}木櫛岳(515.4m)などの、500～650m級の峰々が連なる。

対馬における主な河川としては、上島の^{きご}佐護川・^{にた}仁田川・^{かいどころ}飼所川・^{みね}三根川・^{にい}仁位川、下島の^{きす}佐須川・^せ瀬川などがある。これらの大きな河川は、北東－南西方面に西流するものが多く、主な分水界は東側に偏る。

対馬において、最も特徴的な海岸地形は、浅茅湾のリアス海岸である。細かに侵食された低位準平原面の沈水により、出入りの激しい複雑な湾入を示し、特に^{しまやま}島山島は典型的な骸骨島(スケルトン・アイランド)の形状を成す。浅茅湾以外では、^{しゅうし}舟志湾・^{にた}仁田湾・^{みね}三根湾などがリアスの沈水地形を示す。西海岸には、直線的な断層海岸が続き、非常に高い海食崖が連続して発達する部分が多い。

② 地質・土壌

対馬はほぼ全島が、主として泥質の堆積岩によって構成される第三紀層から成り、一括して「対州層群」と呼ばれる。地層の全層厚はおよそ5,400mにも達するといわれるが、上限も下限も海に没しているため、それ以上であると推定される。地層は主として厚い頁岩か、頁岩と砂岩との互層である。この頁岩が地表で風化すると、先の尖った破片に砕かれて崩壊する特徴があり、これは「剣尖構造」と呼ばれる現象である。河床や海岸で、剣尖構造をもつ頁岩の破片が集積する状態は、よく見受けられる。

対州層群は、北北東－南南西方向に軸を持つ多くの褶曲によって大きく湾曲している。

したがって、地層の傾斜は、場所により東向きになったり、西向きになったりする。いずれにせよ、傾斜層が流れ盤となる場所では、しばしば斜面崩壊を起こす傾向が強く、林道などの築設には注意を要する。

下島の内山盆地に分布する内山花崗岩は、放射年代の測定によって1,600万年前とされているので、第三紀中新世に対州層群に貫入した深成岩であると推定される。地表近くでは、花崗岩の岩体の頭部が深層風化作用を受けて真砂となり、瀬川の流水により削り取られて、特有な侵食盆地となっている。盆地の内周辺部では豪雨の際に、真砂土の崩壊による地すべりが発生する可能性が高く、龍良山西麓には林野庁所管の西竜良地すべり防止区域が指定され、集水井などの対策工事も実施されている。

内山花崗岩の延長部は、下島南岸の久和、内院、浅藻に注ぐ溪流の谷底や、日掛から南に入る佐須川沿いに露出する。

③ 気候

対馬暖流の影響を受けて海岸性気候を呈し、おおむね温暖で降雪もまれである。

厳原測候所における令和元年から令和5年の観測結果によると、年平均気温は16.7℃、年間降水量は2,436mmで、長崎地方より気温は約1.2℃ほど低い。

主風の方向は、夏期は南東であるが、冬期は北西の季節風が強く、気温に比べて寒気が厳しい。

(3) 社会経済的背景

① 土地利用の状況

土地面積は70,742haで県土の17%を占め、うち森林面積は63,105haであり県の森林面積の27%を占めている。森林率は89%で県平均の59%に対して極めて高い。

森林以外の土地は11%に過ぎず、そのうち農地が1%、その他10%である。

② 人口

人口は27千人（令和5年10月1日現在）で県全体の2%に過ぎない。また、人口密度は県平均の310人/km²に対し、39人/km²と過疎化が進んでいる。

③ 交通

対馬島内の交通は、一般国道382号が市南部の厳原港から東海岸を通り、市中央の仁位から西海岸に出で、市北部の比田勝港まで結ばれている。さらに南部は、主要地方道厳原²酸²美津島線が西海岸を、市中央から北部にかけては主要地方道上対馬豊玉線が東海岸を走っている。

島外の九州本土等へは、フェリー及び高速船が福岡へ、また、対馬空港から福岡空港・長崎空港へ航空機が就航している。

④ 地域産業の概要

産業別就業人口は、令和5年長崎県統計年鑑によると、総数14,059人である。第1次産業は2,588人(18%)（農業431人(3%)、林業159人(1%)、水産業1,998人(14%)）であり、第2次産業は1,860人(13%)、第3次産業は9,384人(67%)となっている。

第1次産業を業種別にみると、農業17%、林業6%、水産業77%となり、林業人口は極めて少ない。

産業別総生産額は、令和3年度長崎県の市町民経済計算によると、第3次産業が79%を占めており、以下、第2次産業15%、第1次産業6%となっている。

第1次産業の業種別内訳は、農業5%、林業8%、水産業87%となっており、魚類・真珠の養殖、イカ釣り等による水産業が盛んである。

(4) 森林・林業の概況

① 森林資源の状況

本計画区の森林は63,105haで、うち民有林58,172ha(92%)、国有林4,933ha(8%)となっており、県全体の27%を占めている。

民有林の人工林は19,788haで、天然林37,078ha、その他1,306haとなっており、地形的要因等により人工林率が34%と県平均の42%よりも低い。

樹種別面積は、スギ13%、ヒノキ19%、マツ等針葉樹1%、ナラ類19%、その他広葉樹45%であり、他の計画区に比べてナラ類の比率が大きくなっているのが特徴である。

蓄積は、人工林7,582千 m^3 、天然林6,102千 m^3 、総計13,684千 m^3 で、県全体の28%を占め、年間成長量は人工林60千 m^3 、天然林21千 m^3 である。

人工林の齢級構成は11齢級をピークとして、間伐適齢期の4~9齢級(16~45年生)の面積が3,368ha(17%)、10齢級以上(46年生以上)の面積が16,046ha(81%)となっており、利用期を迎えている。樹種別にみると、スギでは13齢級(61~65年生)、ヒノキでは11齢級(51~55年生)にピークがある。

所有形態別面積は、私有林が55,266ha(95%)を占め、その内訳は、個人有林42,718ha(77%)、林業公社7,201ha(13%)、共有林3,300ha(6%)等となっている。なお、林業公社所有の人工林は、5,173haであり、計画区内の人工林の26%を占めている。

一方、公有林は2,906ha(5%)であり、その内訳は県有林(県行造林を含む。)1,411ha(49%)、市町村有林(学校林を含む。)1,495ha(51%)となっている。

本計画区内に豊富に賦存し、シイタケ原木となるコナラ、アベマキ、クヌギ林の面積は、11,299haであり、その蓄積は、1,802千 m^3 、年間生長量は7千 m^3 である。

② 森林資源の推移

森林資源を令和元年度の数値と比較すると、民有林面積は58,127haが58,172haとなり、約45ha増加した。蓄積総数は、13,144千 m^3 から13,684千 m^3 となり、年々資源が増加している。

コナラ・アベマキ・クヌギ等のシイタケ原木林は、11,386ha(1,754千 m^3)から11,299ha(1,802千 m^3)となっている。

③ 伐採及び造林の動向

過去5年間の伐採量は、針葉樹で358千 m^3 、広葉樹で13千 m^3 であり、針葉樹の伐採量は、資源の充実により人工林における伐捨間伐から搬出間伐への移行が進み、前計画の前期(322千 m^3)に比べ増加した。

過去5年間の人工造林の実績は、年平均15haで、前計画期の年平均21haより減少した。

④ 林産物の動向

民有林における令和5年度のスギ・ヒノキの素材生産量は71千m³で県全体の46%を占めている。また、広葉樹の素材生産量は5千m³であり、平成30年次の9千m³から減少している。

また、令和5年次の特用林産物の生産量は、乾シイタケ18トン（県全体の46%）、生シイタケ22トン（県全体の1%）、木炭20.6トン（県全体の50%）等となっており、5年前と比較すると、乾シイタケ33%減（平成30年次27トン）、生シイタケ80%減（同110トン）、木炭13%減（同23.7トン）となっている。

⑤ 林道の開設状況

令和5年度末の林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の路線数は233、延長は356.1km、林道密度は6.1m/haで、県平均の6.4m/haより若干低い。

また、公道等を含む林内道路密度では20.5m/haであり、県全体（23.8m/ha）より若干低い。

⑥ 保安林の指定状況（実面積）

民有林における令和5年度末の保安林の指定面積は12,785haである。種類別内訳は、水源かん養保安林7,428ha（58%）、土砂流出防備保安林2,293ha（18%）、干害防備保安林2,150ha（17%）、魚つき保安林336ha（3%）、保健保安林490ha（4%）などである。

ふるさと緑の生活環境基盤整備事業により、水資源の確保、災害の防備、環境の保全を目的とした保安林の指定が進められているため、近年指定率が伸びている。

民有林面積に対する保安林の指定比率は、22%で、県平均（24%）よりも低い。

⑦ 森林組合の概況

令和6年3月31日現在の組合員数は2,532人、組合員所有森林面積は43,511ha、常勤役員数は24人である。

対馬森林組合では、森林所有者からの経営委託を受けて、森林経営計画の作成を推進しており、令和6年3月31日現在の計画作成面積は約10,179haである。また、森林施業プランナーにより森林経営計画に基づく提案型集約化施業を進め、林内路網の開設と搬出間伐による木材生産に取り組んでいる。生産した木材は島内製材所、島外の伊万里木材市場や合板工場へ出荷している。購買事業ではシイタケ種駒等の販売を行っている。

⑧ 自然公園等

昭和43年に壱岐対馬国定公園が指定されており、対馬全島の約16%を占めている。

国定公園区域の大部分を占めるのは、浅茅湾^{わにうら}一帯、舟志・鱈浦^{なかにら}・佐護・三根の各地点を中心とする湾岸、さらに豆酸崎^{まめあざさき}から長崎鼻^{ながさきばな}に至る東海岸である。そして、内陸部に点在する、龍良山^{りゅうりやま}、有明山^{ありあけ}、上見坂^{かみ}、白嶽^{さか}、御岳^みを中心とする山岳的景観を有し風致維持に必要な森林、あるいは林地保全機能の高い森林が含まれている。国定公園区域内の特別地域・特別保護地区の森林面積は9,009haである。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区特別保護地区が木坂^{きさか}、龍良山、御岳、舟志ノ内に設定されている。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）では、厳原町の龍良山原始林、美津島町の洲藻^{すも}白嶽原始林、上県町の御岳鳥類繁殖地等がいずれも国の天然記念物に指定されている。

⑨ 野生動植物

対馬島は、九州本土から隔絶され、距離的にもアジア大陸に非常に近いという特殊環境下にあることから、島内のみならず、大陸の流れをくむ生物が数多く見られる。

対馬のみに生息する動物としては、ツシマヤマネコをはじめ、ツシマテン、ツシマサンショウウオなどがあり、また大陸系の動物で国内では対馬だけに生息するものは、クロアカコウモリ、チョウセンコジネズミ、アキマドボタルなどがよく知られている。ツシマヤマネコは、文化財保護法による国の天然記念物と、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種に指定され、ツシマテンは、国の天然記念物に指定されている。

なお、シカの生息頭数の増加による造林木の剥皮被害等の対策として、^{ぼうろく}防鹿ネットや枝条巻き付けなどの自衛策と並行して、適正な生息数へと誘導するため、有害鳥獣捕獲等により頭数の抑制が行われている。

植物に関しては、国内では対馬のみに植生するハクウンキスゲや対馬固有種のシマトウヒレン、ヒメマンネングサ、ツシマギボウシが分布し、その他希少な種として、大陸系のヒトツバタゴ、ダンギクなどがよく知られる。上対馬町鰐浦地区はヒトツバタゴの自生地として、国の天然記念物に指定されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採^{りゅうぼく}立木材積

○ 計画と実行結果についての評価

主伐は、針葉樹では用材のための伐採が多く、対計画比120%と計画量を上回った。広葉樹では、チップ用の丸太が広葉樹から針葉樹への移行が進んでいることもあり、対計画比37%と計画量を下回った。全体としては対計画比91%と計画量と同程度の実績となった。

間伐は、作業道開設と高性能林業機械の組み合わせによる搬出間伐を推進してきた結果、対計画比97%とほぼ計画量を達成した。

(2) 間伐面積

○ 計画と実行結果についての評価

間伐は、伐捨間伐から移行したものの、林業の担い手に限りのある中、間伐面積の総量は増加せず、対計画比85%と計画量を下回った。

(3) 人工造林、天然更新別の造林面積

○ 計画と実行結果についての評価

人工造林及び天然更新は、伐採面積の減少に伴い、対計画比約50%と計画量を下回った。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

○ 計画と実行結果についての評価

開設については、林道事業の縮小等により、対計画比25%となり、計画量を下回った。さらに、拡張については、対計画比6%となり、計画量を大きく下回った。

(5) 保安施設の数量

① 保安林の指定又は解除の面積

○ 計画と実行結果についての評価

保安林の指定推進に努めた結果、対計画比574%と計画量を大きく上回った。

② 治山事業

○ 計画と実行結果についての評価

対馬は平地に乏しく、人家・集落の裏山は急傾斜で山地災害発生の危険性が高いことから治山事業への要請が強いため、公共事業予算の前倒しにより災害を未然に防止するため積極的に整備を行った結果、保安施設の箇所数は対計画比138%と計画量を上回った。

(6) 要整備森林の整備の数量

該当なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画樹立の基本方針

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきた。

近年は、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の要請は高度化・多様化してきている。

本森林計画区の森林の現況をみると、人工林の蓄積が年々増加しており、人工林の利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、地域住民の要請等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されることが望ましい。

本森林計画区の対象区域は対馬市1市であり、対馬市においては、対馬市森林づくり条例を平成24年4月1日から施行しており、同条例に基づき、「森林資源の活用」と「森林環境の保全」を両輪とする対馬市森林づくり基本計画と、森林環境の保全を目的に森林施業のルールを定めた対馬市森林施業ガイドラインを令和5年度に改定している。地域森林計画の樹立に当たっては、これらの内容を十分に考慮することとする。

以上の認識のもとに、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により、全国森林計画（令和5年10月13日閣議決定）に即し、計画区内の国有林との連絡調整を図りつつ、次の事項について定めるものである。

① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条第3項に規定する民有林であって、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林を対象とする。

② 森林の整備及び保全に関する基本的事項

ア 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための適切な森林施業を実施するため、機能ごとにその機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を明らかにするものとする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針は、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況や社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的な機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針について定めるものとする。

③ 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 伐採立木材積は、森林資源の保続を図ることを基本とし、森林の有する木材等生産機能と県土保全、水資源の確保等の公益的機能との調和を保ちつつ、森林資源の構成状況、当計画区における森林資源の推移、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設状況、伐採傾向及び複層林の造成等により人工林の伐採年齢の多様化、長期化、齢級構成の平準化を図ること等を勘案し計画するものとする。

イ 立木竹の伐採に関する事項は、当計画区における気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案し、立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的方法等市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めることとする。

④ 造林に関する事項

ア 造林面積は、当計画区における③により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林傾向等を勘案して定めるものとする。

イ 造林に関する事項は、当計画区における気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、市町村森林整備計画において人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

ア 間伐立木材積は、③の伐採立木材積と同様の事項を勘案して定めるものとする。

イ 間伐及び保育に関する事項は、当計画区における既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、間伐面積、市町村森林整備計画の規範となる間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

当計画区における気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林等の区域を定めるに当たっての基準を定めるほか、当該区域の施業の方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道の開設及び拡張（改良又は舗装をいう。）に関する計画、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえ、更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在並びにその搬出方法のほか、その他必要な事項として、林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域の基本的な考え方及び路網の規格・構造についての基本的な考え方、その他必要な事項を定めるものとする。

林道の開設及び拡張に関する計画は、当計画区における利用すべき森林の状況、③から⑤までにより定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況等を勘案して定めるものとする。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針、森林施業の共同化に関する方針、林業に従事する者の養成及び確保に関する方針、作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針及び林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

ア 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区、森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法を定めるものとする。

イ 土地の形質の変更に当たっては、地区の選定や土工に関する事項、太陽光発電施設の設置の適正な運用及び地域住民への配慮などに関する留意事項を定めるものとする。

⑩ 保安施設に関する事項

ア 保安林の指定については、保安林の配備状況等を踏まえ、保全対象等地域の実情を勘案し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の森林の有する公益的機能の確保及び向上を目的として計画するものとする。

イ 治山事業については、安全で潤いのある県土の保全、水源涵養機能の拡充強化、快適な生活環境の保全等、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、災害発生形態の変化に応じた、山地治山及び保安林整備等の事業を計画するものとする。

⑪ 森林の保護等に関する事項

森林病虫害等の被害対策の方針、鳥獣による森林被害対策の方針、林野火災の予防の方針、その他

必要な事項を定めるものとする。

⑫ 保健機能森林の整備に関する事項

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑬ その他必要な事項

制限林の所在を明らかにし、その施業方法を定めるものとする。

II 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

(単位 : ha)

区 分	面 積	備 考
対 馬 市	58,172.07	

- 注 : 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の対象となる。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、長崎県農林部林政課、対馬振興局とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林のおかれてある自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等から成り、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮する。また、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、たにどめ 溪岸の侵食防止や山脚の固定等どどめ を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進するこ

とを基本とする。

(快適環境形成機能)

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や^{ふんじん}粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な^{かくらん}攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能

の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積 : ha 蓄積 : m³/ha)

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林	20,733	20,354
	育 成 複 層 林	316	366
	天 然 生 林	35,817	35,072
森 林 蓄 積		241	246

注1 育成単層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等から成る森林。

2 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林や、針葉樹と広葉樹など異なる林相の林分がモザイク状に混ざり合った森林。

3 天然生林は、主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ等から成る森林。

2 その他必要な事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な施業方法を選択するとともに、造林樹種の選定、保育、間伐等の適正な実施により、機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹^{りゅうぼくちく}の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとし、その内容は対馬市が策定した対馬市森林施業ガイドラインを十分に踏まえるものとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。

伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により次表を目安として定めるものとする。

地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期 (年)
対 馬	ス ギ	短伐期	5 5
		長伐期	7 0
	ヒノキ	短伐期	6 0
		長伐期	8 0

(注) 長伐期施業とは標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行うよう努めるものとするが、当面は下表により対応するものとする。

○ 標準伐期齢を示す基礎林齢

(単位：年)

地 区	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
対馬森林計画区	3 5	4 0	3 5	4 0	2 0

(3) その他必要な事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、地域の実情に応じた伐採を行うものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案した下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区 分	樹 種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチヨウ、カヤ、その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、その他有用広葉樹

また、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 植栽本数

森林の確実な更新を図るため、立地条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林については、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数を適用するものとし、標準的な植栽本数は、下表のとおりとする。

樹種	植栽本数（本／ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000

② 地拵^{じごしら}えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。

なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行なう伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。

③ 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

④ その他

シカによる苗木の食害を防止するため、人工造林地の周囲に防^{ぼうろく}鹿ネットを張るなどの被害防止策を適切に講ずるものとする。なお、防鹿ネットを張る際は、ネットの上下から侵入されるおそれがないか十分に検討し、また張った後も適切に維持管理を行うものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

（2）天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確

な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は（附）参考資料の6の（1）長崎県天然更新完了基準（平成19年5月30日）の3に記載のとおりとする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、将来高木となりうる広葉樹とする。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 期待成立本数及び天然更新すべき本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は16,000本/ha、天然更新すべき立木の本数は5,000本/haとする。

② 天然更新補助作業の標準的方法

天然更新を天然下種更新かしゅにより行う場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

a 地表処理については、シダや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。

b 刈出しについては、シダなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。

c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

また、天然更新をぼう芽更新がにより行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

③ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

長崎県天然更新完了基準の6に記載のとおりとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況等の観点から、天然下種及びぼう芽による方法では更新の確保が期待できない森林とし、市町村森林整備計画において基準及び所在を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠が鬱閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠が鬱閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、経営目的により下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。また、施業の省略化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討する。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

地 域	樹 種	施業体系	間伐時期（年）					間 伐 の 方 法
			初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	
対 馬	ス ギ	短伐期	1 6	2 1	2 7	3 4	4 2	原則として、長崎県間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業体系図（長伐期）のとおり ※（附）参考資料の6の（2）及び（3）
		長伐期	2 0	2 8	3 6	5 0		
	ヒノキ	短伐期	2 2	3 1	4 4			
		長伐期	2 0	2 8	3 8	5 2		

（注）間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	①	②	②	①	①	①	← ① →									
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	← ① →									
つる切り	スギ							← ① →									
	ヒノキ							← ① →									
除伐	スギ											← ① →					
	ヒノキ											← ① →					

(注) 1 ①、②は、実施回数を示す。

2 下刈りは、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省略化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

3 つる切りは、下刈り終了後、除伐時に至るまでの期間に行い、繁茂の状況に応じてその都度行う。

4 除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的外樹種及び不良木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮する。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し、育成する。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法は、下記により定める区域の基準及び施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分及び下記の例等を参考にして、第2の1の(2)の「森林の整備及び保全の基本方針」に基づき、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」又は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域を設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(例1) 「水源涵養機能」と関係が深い森林として、県が指定した「ながさき水源の森」があるが、このうち、河川の上流水源地としては、洲藻川上流の洲藻紅葉川水源の森(美津島町)、仁田川上流の御嶽水源の森(上県町)があり、溪流部としては、佐須川の日掛水源の森(巖原町)があり、ダムと一体的に整備されている森林としては、鶏鳴水源の森(美津島町)等がある。

(例2) 「山地災害防止機能／土壌保全機能」と関係が深い山地災害危険地区としては、芦見地区(上対馬町)等がある。

(例3) 「保健文化機能」と関係が深い地域としては、原生林が残され優れた景観を呈している龍良山原始林、洲藻白嶽原始林等があり貴重な植生が維持されている。また、ツシマヤマネコに代表される貴重な動物の生息地域としては、上県町御嶽地区、上県町棹崎地区等がある。

イ 森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、第2の1の(2)の「森林の整備及び保全の基本方針」及び別表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の配置等に

より、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

さらに、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図る場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。また、この区域のうち、林地生産力が高く、林道等からの距離が近いといった、林業経営に有利なエリアを、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めるものとする。

なお、この場合において、(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて、1の「森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

別表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗鬆^{そしょう}で凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地^{せまれき}から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>③ 自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、^{ぼくふ}溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

(注) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の 安定的確保のため伐採の 方法を定める必要がある 森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河床勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
---	---

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械の開発の進展状況等も考慮しながら、第3の5の(2)に示す効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ）及び林業作業道を適切に組み合わせて整備する。

また、林道等の整備については、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

○ 基幹路網の現状

(単位 延長：km)

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	2 3 3	3 5 6
うち林業専用道	6	9

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次表のとおりとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築に当たっては、地形・地質、土質、森林の状態などの自然条件や森林の所有形態、経営方針、事業体の経営規模、木材加工産業の状態などの社会経済的条件等多くの因子を勘案する必要があるが、ある程度共通の条件を持つ地域において、目標とすべき典型的な作業システムを共有し、路網の整備と機械の導入をセットにして、地域関係者が一体的に取り組むものとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位 路網密度：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	20以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤード、タワーヤード等を活用する。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域は、地形・地質の状況及び森林の機能別調査の「木材等生産機能」に係る調査結果並びに（2）で示した傾斜に応じた路網密度水準に対する林班別現況路網密度の達成度の分布状況を勘案して設定するものとする。

この際、森林作業道の開設計画だけを先行させることなく、基幹路網と適切に組み合わせた開設について特に留意するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針及び長崎県森林

作業道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）にのっとり開設するものとする。

（5）林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて、適切な搬出方法を設定するものとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法等を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外であって、土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる場合においては、地形、地質、土壌等の状況に応じて、搬出方法を車両系又は架線系か判断して設定するものとする。

（6）その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、本森林計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあつては、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あつせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を推進する。また、今後、間伐等の森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

イ 森林経営の委託の促進に対する普及指導体制の強化

施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るため、市、林業普及指導員、林業事業者等地域に密着した機関による森林所有者等に対する普及指導活動を強化するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が必要かつ適当と認める場合において経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとし、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業者の経営体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる森林組合や認定事業者（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき県の認定を受けた林業事業者）等の林業事業者を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営方針を明確化し、ICTを活用した生産管理手法の導入、生産性の向上等の事業の合理化等による組織・経営基盤の強化を図るなど、林業事業者の経営体質強化を推進するもの

とする。

イ 林業従事者の養成・確保

森林経営の受委託の推進による事業量の確保を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等に努めるものとする。

また、「林業労働力確保支援センター」が就業相談会の開催、技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備、障害者や外国人など雇用管理の適正化などの労働条件の改善等を図り、林業技能者の養成及び確保を図るものとする。

さらに、生産性の向上や労働負荷の軽減、労働安全の確保のために、高性能林業機械の導入を促進し、また、提案型集約化施業の推進を図る森林施業プランナーをはじめとした人材養成の計画的かつ体系的な取組を推進するものとする。

ウ 林業後継者の育成

林業研究グループをはじめとする若手林業後継者の育成と活動の支援を通して、担い手の確保を図るものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう、林業事業体との森林施業の共同化を推進し、効率的な施業の実施を図るとともに、シイタケ生産を中心とした特用林産物生産等との複合経営の確立、生活環境の改善等に努めるものとする。

また、森林整備やシイタケ生産へ新規参入の意欲がある転・退職者、U・J・Iターン者等に対して参画支援を行うものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

持続可能な森林経営の確立のため、施業の集約化により、生産性の向上を図るとともに、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保に努め、目標林型に配慮した林内路網と一体となった高性能林業機械による新たな作業システムの導入を推進する。また、新たな高性能林業機械作業の普及PR、林業機械や路網作設オペレータの養成、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用化等、機械作業システム化を推進するための体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備に努めるものとする。

イ 機械作業システムの目標

高性能林業機械作業システムの導入に当たっては、本森林計画区の地形が複雑かつ急峻であることから、チェーンソー伐倒を基本とし、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムを選択するものとする。標準的な目標システムは次のとおりとする。

区 分		機械作業システム	主 要 機 械	備 考
作 業 地 集 中 型	緩傾 斜地	車両系	・ハーベスタ→フォワーダ ・グラップル（ウインチ）→ プロセッサ→フォワーダ ・スキッダ→プロセッサ→フォワーダ	
	急傾 斜地	架線系	・タワーヤーダ（スイングヤーダ）→ プロセッサ→フォワーダ	

（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

成熟してきた人工林資源を十分に活用するため、森林計画区を単位として、森林経営計画を基礎とする計画的な素材生産を推進し、また、共同出材等により原木の出荷量の拡大及び供給の安定化を図るものとする。

島外への出荷については、原木の価格や量を定めた安定的な協定取引関係の確立を推進するものとする。また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法的に伐採された木材の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

韓国をはじめとする近隣諸国への輸出については、これまでの取組を十分に踏まえた上で、木材需要の動向を把握し、販路開拓に努めるものとする。

イ 木材加工の合理化

島内の製材工場の大半は小規模工場であるが、平成26年度に既存施設よりも大型の工場（年間原木消費量約13,000m³（令和5年実績））が設置され、構造材等を生産し島外出荷している。このような、島内加工により付加価値を高めた木材製品を島外へ出荷する取組を推進することとする。

さらに、製材及び丸太加工時に発生する廃材、建設発生木材及び広葉樹材の利活用を図るため、チップ・オガ粉加工施設や発電利用、熱利用等を目的とした木質バイオマス利用施設等の整備を推進することとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通・加工システムの確立を図るため、地域材の産地化形成の推進などについて、地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、地域産の木材使用シェアの向上や公共事業での木材使用を促進させるため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき策定された長崎県建築物等木材利用促進方針（令和4年5月12日改正）及び市の方針を踏まえ、建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業

者、林業事業体、木材加工業者、県・市の公共事業担当部署等関係者の合意形成を図るものとする。

(6) その他必要な事項

農山村の生活環境の整備は、都市部に比べ遅れており、過疎化現象の要因ともなっている。今後、生活に密着する集落間道路、用排水施設、教育福祉施設、公園・スポーツ施設・保養施設等の整備とともに、島外からの入り込み客をターゲットとした体験型・滞在型の余暇活動にふさわしい緑豊かな農山村景観が形成・維持された森林の整備に努めるものとする。

また、地域資源による定住環境の整備と所得の確保を図るため、広葉樹資源を活用した特用林産物の生産振興を図るとともに資源の循環利用を進め、林業生産活動を促進し、経営の安定化を図るものとする。

さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考	
区分	林班				
対馬市	備考欄に記入の保安林については、第7の1の「保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」の森林の所在欄に掲げる林班とする。	12,265.46	水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止等の機能の維持向上のため、適切な管理及び指定施業要件に従った施業を行い、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意する。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 魚つき保安林	7,428.13 2,292.83 58.20 2,150.45 335.85

- (注) 1 箇所別細部は森林簿による。
2 面積は実面積である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5(5)林産物の搬出方法等を踏まえ、設定するものとする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けるものとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

また、盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守等の厳正な運用を行うものとする。

(4) その他必要な事項

地域の実情に応じて条例等が定められている場合においては、それを適正に遵守するものとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第6の5の（1）の①のとおり計画する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第6の5の（3）のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点から、関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への^{ぎょどう}魚道の設置など生物多様性の保全に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、下記により定める区域の基準及び鳥獣害の防止の方法の方針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交^{しんこう}の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うものとする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入するものとする。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、防鹿ネットや枝条巻き付けなどの自衛策に加えて、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリング結果を踏まえた捕獲や、市、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵やわなの設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ山火事予防に努めるものとする。

また、防火線、防火樹帯、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、滝、溪谷、海岸線等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備及び森林の整備が行われる見込みのある区域について設定するものとする。

特に、多様な広葉樹が賦存し、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用し、今後、森林保健施設の整備が予定され、入り込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うものとする。

なお、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高）をいう。）を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、

森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意するものとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間内(令和7～16年度の10年間)の計画数量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	836	755	81	334	253	81	502	502	—
うち前半 5年分	401	364	37	138	101	37	263	263	—

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	6,800
うち前半 5年分	3,600

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区 分	人工造林	天然更新
総 数	511	759
うち前半 5年分	201	334

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 市町村別総括表

(単位 延長 : km)

区分 市町村	開設				拡張		
	種類	区分	箇所数	延長	種類	箇所数	延長
総数	自動車道	林業専用道	5	14.6	改良・舗装	箇所	8.3
		林道				17	
		計	5	14.6		17	8.3
対馬市	"	林業専用道	5	14.6	"	箇所	8.3
		林道				17	
		計	5	14.6		17	8.3
内訳	前期			2.0	7.6		
	後期			12.6	0.7		
	計			14.6	8.3		

注：1 () 内数量は、改築で外数である。

2 前期は令和7年度～令和11年度、後期は令和12年度～令和16年度である。

イ 明細表

(単位 延長：km 面積：ha)

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及び 個所数	利用区域 面積	うち前半5年分	対図番号	備 考
開 設	自動車道			総 数	5 箇線 14.6		3 箇線 2.0		
"	"	林業専用道	対馬市 厳原町	内 山 内 院 線	5.4	198		5	
"	"	"	対馬市 厳原町	上 槻 三 町 真 星 線	7.2	311		7	
"	"	"	対馬市 美津島町	鶏 知 焼 松 線	0.2	77	○	12	
"	"	"	対馬市 上対馬町	一 重 鳴 滝 線	1.5	51	○	99	
"	"	"	対馬市 峰町	田 口 サ エ 線	0.3	46	○	100	
拡 張			対馬市	総 数	17 箇線 8.3		10 箇線 7.6		
"	改良		"	山 ノ 後 吉 田 線	0.1	430	○	59	
"	"		"	大 保 家 線	5.1	513	○	60	
"	"		"	飼 所 佐 賀 線	0.1	896	○	68	
"	改良 (舗装)		"	シ ワ カ ウ 線	1.0	226	○	101	
"	改良		"	深 山 舟 志 線	0.4	1,958	○	90	
"	"		"	飼 所 舟 志 線	0.5	1,229	○	69	
"	"		"	ス ガ マ 河 内 線	0.1	119	○	102	
"	"		"	高 野 山 線	0.1	27	○	103	
"	"		"	安 神 大 米 線	0.1	35	○	104	
"	"		"	久 之 恵 線	0.1	123		105	
"	"		"	白 嶽 線	0.1	40		106	
"	"		"	御 岳 線	0.1	126	○	107	
"	"		"	尾 崎 ノ ウ タ 線	0.1	60		108	
"	"		"	第 1 佐 須 奈 線	0.1	112		109	
"	"		"	シ ゲ ク マ 線	0.1	229		110	
"	"		"	伊 奈 ノ 内 線	0.1	43		111	
"	"		"	石 旅 線	0.1	34		112	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
保安林総数(実面積)	12,845	12,815	
水源涵養のための保安林	7,426	7,426	
災害防備のための保安林	4,583	4,553	
保健、風致の保存等のための保安林	836	836	

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定/解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)				
指定	災害防備	対馬市	大綱(3061)	1	6	土砂の流出の防備の・土砂の崩壊の防備・	
			卯麦(3071, 3072)	9			
			久根浜(1197)	6			
			濃部(2149)	6			
			阿連(1094, 1107)	8			
			女連(5200)	1			
			河内(6022, 6023, 6024)	10			
			豊(6036, 6039)	7			
			大山(2183)	3			
			鹿見(5189, 5195)	10			
大浦(6030)	1	1					
鱈浦(6035, 6036)	1	1					
		計	63	33			
解除	水源かん養	対馬市	安神(1037)	1	1	公益上の理由	道路改良
			小鹿(6137)	1	1	公益上の理由	道路改良
			計	2	2		

注：前期は令和7年度～令和11年度、後期は令和12年度～令和16年度である。

※ 林班番号の4桁の数字は、1：旧厳原町、2：旧美津島町、3：旧豊玉町、4：旧峰町、5：旧上県町、6：旧上対馬町である。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森林の所在		治山事業 施行 地区数	うち前半5年分	主 な 工 種	林 班
市町村	区域				
対馬市	横浦	2	1	山腹工	3041, 3043
	嵯峨	1		山腹工・溪間工	3007
	卯麦	2		山腹工	3071・3072
	久根浜	1	1	溪間工	1197
	濃部	1		山腹工・溪間工	2149
	鱒浦	2	2	山腹工・溪間工	6035・6036
	女連	1		山腹工	5200
	阿連	1	1	溪間工	1094・1096・1105・1107
	河内	1	1	溪間工	6018・6020・6022・6023・6024
	豊	1	1	溪間工	6036・6039・6043
	銘	1	1	山腹工	3047
	檜滝	1		溪間工	5128
	大江	1	1	溪間工	5087
	鹿見	1	1	山腹工・溪間工	5189・5195
	大山	1	1	山腹工	2183
	田志	1		溪間工	4017
	佐須奈	1		山腹工・溪間工	5006
	大綱	1		山腹工	3062
	大浦	1	1	山腹工	6030
		その他後期	5		
合 計		27	12		

※林班番号の4桁の数字は、1:旧巖原町、2:旧美津島町、3:旧豊玉町、4:旧峰町、5:旧上県町、6:旧上対馬町である。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(単位 面積：ha、区域は林班番号による。)

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域		伐採方法	その他
水源かん養保安林 1号	対馬市	1009～1013, 1031～1038, 1042～1044, 1073, 1124, 1126, 1133, 1136～1160, 1163～1166, 1172, 1181～1189, 1193～1196, 1205, 1206, 1208～1211, 2037～2041, 2072～2077, 2104～2113, 3020, 3055, 4019, 4023～4025, 4031, 4032, 4044, 4058～4060, 4066～4069, 4071, 5060～5064, 5073, 5086, 5087, 5090, 5091, 5167～5169, 6002, 6003, 6006～6016, 6022～6024, 6042, 6081, 6082, 6084～6087, 6089～6092, 6115, 6123～6127, 6136～6143	7,428.13	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐。(その程度が特に著しいと認められるものあっては禁伐。)</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。</p> <p>4 択伐率は30% (※40%)以下とする。</p> <p>5 伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。</p> <p>6 間伐については、その森林の立木の材積の10分の2 (※3.5)を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 植栽方法は満1年以上の苗をおおむね、1ha当たり、3,000本 (※伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数)以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間は、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 植栽によらなければ、的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとし、植栽に係る樹種は保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができるもの (※樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種)を植栽するものとする。</p>

(注) ※は、平成14年度以降に指定されたもの、及び指定施業要件の見直しに伴う変更手続を行ったものに限る。

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林 2号	対馬市	1002, 1014, 1022, 1045, 1062, 1103, 1104, 1117, 1118, 1124, 1140, 1142, 1146, 1167, 1168, 1174~1176, 2024, 2050, 2051, 2092, 2103, 2116~2121, 2125, 2134, 2136~2138, 2141, 2149, 2155, 2159, 2160, 2162, 2186, 2187, 2190~2195, 2198, 3005, 3007, 3008, 3018, 3029, 3039, 3041~3045, 3050~3052, 3057, 3058, 3061, 3063, 3064, 3071, 3075, 3078, 3079, 4008, 4014, 4026, 4032, 4054, 4055, 4063, 4080, 4082, 4083, 4085, 5001, 5006, 5012, 5020, 5029, 5035, 5042, 5044~5046, 5052, 5070~5072, 5074, 5075, 5089, 5096, 5099, 5126, 5127, 5128, 5134, 5155, 5162, 5163, 5177, 5178, 5202, 6002, 6006, 6020, 6040~6042, 6050, 6052~6054, 6056, 6057, 6083, 6097, 6099, 6100, 6106~6109, 6119, 6122	2, 292. 83	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれが認められる森林にあっては禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 5 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。 	1号指定に同じ
土砂崩壊防備保安林 3号	対馬市	1016, 2001, 2014, 2015, 2172, 2197, 2198, 2207, 3008, 3029, 3042~3044, 4001, 4005, 4014, 4020, 4056, 5010, 5020, 5032, 5127, 5198, 5200, 6018, 6035, 6039, 6043, 6047, 6052, 6056, 6093, 6128	58. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。 	1号指定に同じ

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
防風保安林 5号	対馬市	1007, 1051, 1059, 1079, 1170, 1180, 3081, 5028, 5030, 5089, 5100, 6018, 6044, 6052, 6060	15.19	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（おおむね20m）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐。（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯が10m未満）にあつては禁伐。）</p> <p>2 その他の森林にあつては伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる面積は、2号指定に同じ。</p> <p>4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。</p>	1号指定に同じ
潮害防備保安林 7号	対馬市	1047, 1111, 1168, 1180, 5100	3.74	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては択伐。</p> <p>3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。</p>	1号指定に同じ

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
干 害 防 備 保 安 林 8 号	対馬市	1095～1107, 1109, 1114～1117, 1119～1136, 2080, 2082, 3037～3039, 3059, 3081, 5027, 5031, 5032, 5072～5077, 6052	2, 150. 45	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐。 (その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐。)</p> <p>2 その他の森林にあつては伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。</p> <p>4 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。</p>	1号指定に同じ
魚 つ き 保 安 林 14 号	対馬市	1002, 1017, 1029, 1030, 1051, 1078, 1088, 2014, 2025, 2027, 2028, 2141, 2142, 2146, 2163, 2164, 2171, 2173, 2190, 2191, 2198, 2206, 3031, 3033, 3035, 3041～3043, 4005, 4057, 4063～4065, 4073, 4075, 4076, 4086, 5009, 5021, 5101, 5115, 5122, 5124, 5186, 5188, 5195, 6127, 6128, 6136, 6143	335. 85	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては択伐。</p> <p>3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。</p>	1号指定に同じ

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林 16号	対馬市	1017, 1018, 1078, 2062~2064, 2080, 2082, 3015, 4004, 5050~5052, 5054, 5099	490.41	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点から視界外にあるものにあつては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては択伐。 4 伐採できる面積は、2号指定に同じ。 5 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
風致保安林 17号	対馬市	1091, 1092, 1167, 5030, 6047, 6060	10.04	1 風致の保存のために特に必要があると認められる森林にあつては禁伐。 2 その他の森林にあつては択伐。 3 択伐率、伐期齢及び間伐率については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園特別保護地区	対馬市	3046	4.23	禁伐とする。	
国定公園第1種特別地域	対馬市	1017, 1051, 2002~2004, 2008, 2010, 2027, 2028, 2052, 2056~2064, 2090, 2096, 2097, 2100, 2101, 2153, 2156, 2173, 2176, 2182, 2183, 2188, 2189, 3001, 3015, 3081, 6043	737.84	1 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 伐期齢 単木択伐による伐期齢は市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。 3 択伐率 現在蓄積の10%以内とする。	
国定公園第2種特別地域	対馬市	1016, 1017, 1025, 1026, 1029~1032, 1048~1051, 1060, 1061, 1068, 1078, 1087~1089, 2001~2003, 2005~2013, 2018, 2022, 2026~2028, 2038~2041, 2051~2057, 2059, 2061, 2073, 2080~2083, 2142, 2146, 2147, 2151~2153, 2156, 2163~2170, 2172, 2174~2195, 2197~2205, 3001~3008, 3010~3015, 3042, 3043, 3045~3049, 3064, 3072, 4001~4003, 5026~5029, 5050~5052, 5054, 5061, 5062, 5064, 5073, 5096~5099, 5131~5133, 5136~5140, 6001, 6002, 6037~6039, 6043~6047, 6050~6052, 6061~6064, 6066, 6068, 6069, 6075~6078, 6100~6102	6,290.81	1 伐採種 択伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2 伐期齢 市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。 3 択伐率及び伐採面積 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐による場合の一伐区当たりの面積は、2ha以内とする。 ただし疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道・歩道・集団施設地区・単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。	

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第2種特別地域	対馬市			<p>(3) 国定公園計画にもとづく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地・薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(4) 皆伐法による場合の伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。</p>	
国定公園第3種特別地域	対馬市	1001, 1011, 1012, 1037～1039, 1084, 2014, 2017～2019, 2022, 2023, 2032, 2033, 2048～2050, 2053, 2063, 2065～2067, 2090, 2095～2101, 2114, 2120, 2121, 2131～2134, 2139～2141, 2195～2199, 2206, 2207, 3078～3081, 4003, 4004, 4009, 4010, 6032～6040, 6043～6045, 6049～6053	1,976.25	伐採種を定めない。	

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区域		伐採方法	その他
砂防指定地	対馬市	1008, 1010, 1015, 1018, 1020~1023, 1035, 1041~1043, 1064, 1067, 1068, 1084, 1101, 1105~1107, 1121, 1137, 1153, 1170, 1172, 1173, 1200, 1201, 1206, 1208, 2024, 2025, 2036, 2039, 2072, 2083, 2084, 2098, 2109, 2116, 2134~2136, 3009, 3020~3022, 3030, 3038, 3070, 3072, 3080, 4014, 4021~4023, 4045, 4059, 4060, 4068, 4076~4078, 4082, 5013, 5015, 5016, 5040, 5064, 5068, 5073, 5074, 5114, 5117~5119, 5121, 5123, 5124, 5128, 5129, 5131, 5133, 5136~5138, 5148, 5149, 5157, 5158, 5161~5164, 5166, 5167, 5173~5176, 5179~5183, 5189, 5197, 5200, 6015, 6026~6028, 6058, 6060, 6090~6092, 6094, 6096, 6105, 6113, 6114, 6116, 6117, 6119	379.12	<p>県知事の許可を受けなければ伐採してはならない。</p> <p>ただし、次に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>(1) 植林のための竹木の伐採 (1ha未満に限る。)</p> <p>又は林業のための間伐</p> <p>(2) 測量若しくは調査のために行う小規模な竹木の伐採</p>	
鳥獣保護区 特別保護地区	対馬市	4003, 4004, 4009, 4010, 5042, 5044, 5045	104.1	<p>1 鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐。 (その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐。)</p> <p>2 その他の森林にあつては伐採種を定めない。</p> <p>3 皆伐できる面積の限度は皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p> <p>4 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>	

(単位 面積 : ha、区域は林班番号による。)

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法による史跡名勝天然記念物	対馬市	1117, 1118, 2020, 2025, 2062~2065, 2090, 2096, 2097, 5122, 6037	311.09	禁伐とする。 ただし、林業経営上必要な場合は、伐採種を定めない。	
急傾斜地崩壊危険区域	対馬市	1002, 1094, 2146, 2172, 3009, 3032, 3079, 4018, 4061, 5010, 5096, 6100, 6122, 6135	20.15	県知事の許可を受けなければ伐採してはならない。	
県自然環境保全地域普通地区	対馬市	2020, 3077, 3078, 4010, 4011, 6098, 6106, 6108, 6110	171.33	伐採種を定めない。	

(附) 參考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積 : ha 比率 : %)

区 分	区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 比 率 ② / ① × 100
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
対馬市	70,742	63,105	4,933	58,172	89

資料：区域面積 …… 国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」
(令和6年4月1日現在)

国有林面積 …… 林野庁所管：九州森林管理局調 (令和6年3月31日現在)

私有林面積 …… 令和6年度地域森林計画編成資料

注：1 () は他省庁で内数。

2 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(2) 地 況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均			
厳原測候所	33.7	-3.1	16.7	2,436	南南東	標高 4.0m

資料：気象庁ホームページ (過去の気象データ)

注：1 令和元～5年次までの5年間の数値を利用。

2 気温の最高及び最低は、5年間の日最高気温極値及び日最低気温極値の年平均を利用。
その他は、年平均の平均とした。

イ 地 勢

I (計画の大綱) の1の(2)の①のとおり

ウ 地質、土壌等

Iの1の(2)の②のとおり

(3) 土地利用の現況

(単位 面積 : ha)

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地
総 数	70,742	63,105	783	543	240	6,854	562

資料：土地総数 …… 国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」
(令和6年4月1日現在)

農地 …… 第70次九州農林水産統計年報 (令和4～5年)

森林 …… (1)市町村別土地面積及び森林面積

宅地 …… 令和5年長崎県統計年鑑 (令和5年1月1日現在)

注：四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(4) 産業別生産額

(単位：百万円)

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		総 額	農 業	林 業	水 産 業		
総 数	101,559	6,199	328	480	5,391	15,685	79,675

資料：令和3年度長崎県の市町民経済計算（令和6年4月）

注：1 総生産額は、帰属利子等調整前の計数である。

2 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(5) 産業別就業者数

(単位：人)

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
		計	農 業	林 業	水 産 業		
総 数	14,059	2,588	431	159	1,998	1,860	9,384

資料：令和5年長崎県統計年鑑（令和2年10月1日現在（国勢調査に基づき集計））

注：総数には分類不能の産業を含む。

2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表

区分	総			数			1 齢			2 齢			3 齢			4 齢			5 齢						
	面積	材積	材積	成長量	材積	材積	成長量	材積	材積	成長量	材積	材積	成長量	材積	材積	成長量	材積	材積	成長量	材積	材積	成長量			
立地	総数	58,172.07	13,684,010	81,644	154.01																				
	総数	56,865.74	13,684,010	81,644	154.01																				
	針葉樹	19,272.20	7,567,584	59,261	87.77																				
	広葉樹	37,593.54	6,116,426	22,383	66.24																				
	人	19,788.02	7,582,255	60,344	106.61																				
	針葉樹	19,066.42	7,510,118	59,192	84.69																				
	広葉樹	721.60	72,137	1,152	21.92																				
	工	19,751.07	7,574,686	60,283	95.48																				
	針葉樹	19,032.58	7,502,837	59,137	73.56																				
	単層林	718.49	71,849	1,146	21.92																				
育	36.95	7,569	61	11.13																					
針葉樹	33.84	7,281	55	11.13																					
複層林	3.11	288	6																						
天	37,077.72	6,101,755	21,300	47.40																					
針葉樹	205.78	57,466	69	3.08																					
広葉樹	36,871.94	6,044,289	21,231	44.32																					
育	982.24	157,011	1,124	1.51																					
針葉樹	2.83	565	8	0.63																					
単層林	979.41	156,446	1,116	0.88																					
育	278.76	43,239	260																						
針葉樹	0.22	64																							
複層林	278.54	43,175	260																						
林	35,816.72	5,901,505	19,916	45.89																					
針葉樹	202.73	56,837	61	2.45																					
生	35,613.99	5,844,668	19,855	43.44																					
モ	78.95	86,845																							
ウ	145.53	87,318																							
ソ	224.48	174,163																							
の	37.62																								
他	434.64																								
計	609.59																								
伐採跡地	1,044.23																								
未	1,081.85																								
立																									
木																									
小																									
計																									

(つづき)

単位(面積:ha、材積:m3、立竹:束、成長量:m3)

区分	6 級			7 級			8 級			9 級			10 級			11 級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立	総数	737.39	91,632	2,490	989.87	149,765	2,912	2,134.92	5,395	2,943.07	578,762	6,817	4,982.79	1,097,494	10,942	6,631.38	1,725,415	14,894
	総数	737.39	91,632	2,490	989.87	149,765	2,912	2,134.92	5,395	2,943.07	578,762	6,817	4,982.79	1,097,494	10,942	6,631.38	1,725,415	14,894
	針葉樹	202.20	36,498	1,159	323.47	70,401	1,572	657.52	2,864	1,112.28	314,044	4,095	2,153.12	663,009	7,083	3,647.91	1,234,380	11,235
	広葉樹	535.19	55,134	1,331	666.40	79,364	1,340	1,477.40	2,531	1,830.79	264,718	2,722	2,809.67	434,485	3,859	2,983.47	491,035	3,659
人	総数	243.29	40,511	1,264	406.76	80,111	1,661	874.91	3,117	1,175.86	323,111	4,146	2,164.95	664,170	7,072	3,654.52	1,235,077	11,237
	針葉樹	200.52	36,218	1,157	319.62	69,701	1,553	657.52	2,864	1,111.88	313,950	4,094	2,146.51	661,328	7,060	3,644.68	1,233,472	11,228
	広葉樹	42.77	4,293	107	87.14	10,410	108	217.39	253	63.98	9,161	52	18.44	2,842	12	9.84	1,605	9
工	成総数	239.87	39,910	1,254	400.22	78,804	1,638	873.75	3,110	1,175.86	323,111	4,146	2,164.62	664,078	7,072	3,653.45	1,234,635	11,235
	針葉樹	197.10	35,617	1,147	314.02	68,505	1,531	656.36	2,857	1,111.88	313,950	4,094	2,146.18	661,236	7,060	3,643.61	1,233,030	11,226
	広葉樹	42.77	4,293	107	86.20	10,299	107	217.39	253	63.98	9,161	52	18.44	2,842	12	9.84	1,605	9
林	成総数	3.42	601	10	6.54	1,307	23	1.16	7				0.33	92		1.07	442	2
	針葉樹	3.42	601	10	5.60	1,196	22	1.16	7				0.33	92		1.07	442	2
	広葉樹				0.94	111	1											
木	成総数	494.10	51,121	1,226	583.11	69,654	1,251	1,260.01	2,278	1,767.21	255,651	2,671	2,797.84	433,324	3,870	2,976.86	490,338	3,657
	針葉樹	1.68	280	2	3.85	700	19			0.40	94	1	6.61	1,681	23	3.23	908	7
	広葉樹	492.42	50,841	1,224	579.26	68,954	1,232	1,260.01	2,278	1,766.81	255,557	2,670	2,791.23	431,643	3,847	2,973.63	489,430	3,650
然	成総数	16.21	1,644	36	30.45	3,710	77	77.74	171	111.71	16,277	195	101.38	15,941	158	122.65	20,282	170
	針葉樹												2.20	565	8			
	広葉樹	16.21	1,644	36	30.45	3,710	77	77.74	171	111.71	16,277	195	99.18	15,376	150	122.65	20,282	170
地	成総数	22.36	2,342	33	32.33	3,817	40	2.96	400	16.68	2,440	27	24.97	3,866	29	42.14	6,985	57
	針葉樹																	
	広葉樹	22.36	2,342	33	32.33	3,817	40	2.96	400	16.68	2,440	27	24.97	3,866	29	42.14	6,985	57
林	成総数	455.53	47,135	1,157	62,127	1,134	1,179.31	1,179.31	2,102	1,638.82	236,934	2,449	2,671.49	413,517	3,683	2,812.07	463,071	3,430
	針葉樹	1.68	280	2	3.85	700	19			0.40	94	1	4.41	1,116	15	3.23	908	7
	広葉樹	453.85	46,855	1,155	516.48	61,427	1,115	1,179.31	2,102	1,638.42	236,840	2,448	2,667.08	412,401	3,668	2,808.84	462,163	3,423

(つづき)

単位(面積:ha、材積:m3、立竹:束、成長量:m3)

区分	12 級			13 級			14 級			15 級			16 級			17 級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立	総数	7,322.09	2,075.751	15,360	10,550.42	2,835.112	9,529	9,788.23	2,638.433	6,982	3,974.16	905.476	1,119	1,889.07	415.502	312	1,448.81	328,598
	総数	7,322.09	2,075.751	15,360	10,550.42	2,835.112	9,529	9,788.23	2,638.433	6,982	3,974.16	905.476	1,119	1,889.07	415.502	312	1,448.81	328,598
	針葉樹	3,506.40	1,419.021	11,206	3,365.73	1,569.339	9,529	2,593.16	1,370.855	6,982	526.90	298,040	1,119	191.40	116,795	312	171.98	103,604
	広葉樹	3,815.69	656.730	4,154	7,184.69	1,265.773		7,195.07	1,267.578		3,447.26	607,436		1,697.67	298,707		1,276.83	224,994
人	総数	3,497.33	1,416.208	11,198	3,331.07	1,558.200	9,529	2,555.78	1,359.050	6,982	497.36	289,153	1,119	186.08	114,927	312	155.98	98,946
	針葉樹	3,495.59	1,415,908	11,197	3,322.07	1,556,620	9,529	2,548.07	1,357,711	6,982	494.88	288,717	1,119	183.26	114,429	312	155.98	98,946
	広葉樹	1.74	300	1	9.00	1,580		7.71	1,339		2.48	436		2.82	498			
工	成数	3,495.18	1,415,331	11,193	3,327.35	1,556,698	9,526	2,553.08	1,357,677	6,981	496.99	288,923	1,118	184.93	114,540	312	155.91	98,900
	針葉樹	3,493.52	1,415,045	11,192	3,318.35	1,555,118	9,526	2,545.37	1,356,338	6,981	494.51	288,487	1,118	182.81	114,165	312	155.91	98,900
	広葉樹	1.66	286	1	9.00	1,580		7.71	1,339		2.48	436		2.12	375			
林	成数	2.15	877	5	3.72	1,502	3	2.70	1,373	1	0.37	230	1	1.15	387		0.07	46
	針葉樹	2.07	863	5	3.72	1,502	3	2.70	1,373	1	0.37	230	1	0.45	264		0.07	46
	広葉樹	0.08	14											0.70	123			
木	成数	3,824.76	659,543	4,162	7,219.35	1,276,912		7,232.45	1,279,383		3,476.80	616,323		1,702.99	300,575		1,292.83	229,652
	針葉樹	10.81	3,113	9	43.66	12,719		45.09	13,144		32.02	9,323		8.14	2,366		16.00	4,658
	広葉樹	3,813.95	656,430	4,153	7,175.69	1,264,193		7,187.36	1,266,239		3,444.78	607,000		1,694.85	298,209		1,276.83	224,994
然	成数	202.09	35,054	272	145.69	25,737		101.05	17,846		35.03	6,188		12.74	2,246		4.51	797
	針葉樹																	
	広葉樹	202.09	35,054	272	145.69	25,737		101.05	17,846		35.03	6,188		12.74	2,246		4.51	797
地	成数	51.46	8,870	60	29.00	5,115		26.47	4,695		12.88	2,274		9.29	1,638		2.16	380
	針葉樹							0.22	64									
	広葉樹	51.46	8,870	60	29.00	5,115		26.25	4,631		12.88	2,274		9.29	1,638		2.16	380
林	成数	3,571.21	615,619	3,830	7,044.66	1,246,060		7,104.93	1,256,842		3,428.89	607,861		1,680.96	296,691		1,286.16	228,475
	針葉樹	10.81	3,113	9	43.66	12,719		44.87	13,080		32.02	9,323		8.14	2,366		16.00	4,658
	広葉樹	3,560.40	612,506	3,821	7,001.00	1,233,341		7,060.06	1,243,762		3,396.87	598,538		1,672.82	294,325		1,270.16	223,817

(つぎ)

単位 (面積 : ha、材積 : m³、立竹 : 束、成長量 : m³)

区分	18 齡			19 齡			20 齡			21 齡			以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立	805.20	174,920		401.95	99,546		101.57	34,346		285.74	92,376				
總數	805.20	174,920		401.95	99,546		101.57	34,346		285.74	92,376				
總數	76.56	46,421		71.31	41,238		42.75	23,972		113.84	62,076				
針葉樹	728.64	128,499		330.64	58,308		58.82	10,374		171.90	30,300				
広葉樹	72.12	45,128		65.20	39,468		37.26	22,377		101.04	58,353				
總數	72.12	45,128		65.20	39,468		37.26	22,377		101.04	58,353				
針葉樹	72.12	45,128		65.12	39,416		37.26	22,377		100.57	58,169				
広葉樹	72.12	45,128		65.12	39,416		37.26	22,377		100.57	58,169				
總數				0.08	52					0.47	184				
針葉樹				0.08	52					0.47	184				
広葉樹															
總數	733.08	129,792		336.75	60,078		64.31	11,969		184.70	34,023				
總數	4.44	1,293		6.11	1,770		5.49	1,595		12.80	3,723				
針葉樹	728.64	128,499		330.64	58,308		58.82	10,374		171.90	30,300				
広葉樹															
總數	1.68	297													
針葉樹															
広葉樹	1.68	297													
總數	731.40	129,495		336.75	60,078		64.31	11,969		184.70	34,023				
針葉樹	4.44	1,293		6.11	1,770		5.49	1,595		12.80	3,723				
広葉樹	726.96	128,202		330.64	58,308		58.82	10,374		171.90	30,300				

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 (面積 : ha、材積 : m3、立竹 : 束、成長量 : m3)

区分	木												
	立						工						
	総数		数		層		育成		層		育成		
面積	材積	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	材積	
総数	58,172.07	56,865.74	19,272.20	37,593.54	19,788.02	19,066.42	721.60	19,751.07	19,032.58	718.49	36.95	33.84	3.11
面積	13,684.010	13,684.010	7,567.584	6,116.426	7,510.118	72.137	7,574.686	7,502.837	71.849	71.849	7,569.00	7.281	288
成長量	81,644.00	81,644.00	59,261	22,383	60,344.00	59,192.00	1,152.00	60,283	59,137	1,146	61.00	55	6
制限林	20,692.14	20,245.90	6,515.42	13,730.48	6,659.00	6,451.59	207.41	6,647.65	6,440.88	206.77	11.35	10.71	0.64
材積	4,673.446	4,673.446	2,419.848	2,253.598	2,423.026	2,401.711	21.315	2,419.844	2,398.603	21.241	3,182.00	3,108	74
成長量	28,247.00	28,247.00	19,665	8,582	20,000.00	19,653.00	347.00	19,970	19,624	346	30.00	29	1
普通林	37,479.93	36,619.84	12,756.78	23,863.06	13,129.02	12,614.83	514.19	13,103.42	12,591.70	511.72	25.60	23.13	2.47
材積	9,010.564	9,010.564	5,147.736	3,862.828	5,159.229	5,108.407	50.822	5,154.842	5,104.234	50.608	4,387.00	4,173	214
成長量	53,397.00	53,397.00	39,596	13,801	40,344.00	39,539.00	805.00	40,313	39,513	800	31.00	26	5

(つぎ)

区分	木																			
	立									工										
	天然			育成			層			層			育成			層			育成	
面積	材積	成長量	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	
総数	37,077.72	6,101,755	21,300	37,077.72	36,871.94	982.24	2.83	979.41	278.76	278.54	35,816.72	202.73	35,613.99	224.48	1,081.85	37.62	1,044.23	224.48	174,163	
面積	6,101,755	57,466	69	6,044,289	6,044,289	157,011	565.00	156,446.00	43,239	43,175.00	5,901,505	56,837.00	5,844,668.00	174,163	38	38	38	174,163	174,163	
成長量	21,300	21,300	69	21,231	21,231	1,124	8.00	1,116.00	260	260.00	19,916	61.00	19,855.00	4	4	4	4	4	4	
制限林	13,586.90	2,250,420	8,247	13,523.07	13,523.07	325.94	0.20	325.74	108.30	108.30	13,152.66	63.63	13,089.03	65.76	380.48	18.48	362.00	65.76	54,041	
材積	2,250,420	18,137	12	2,232,283	2,232,283	52,812	52.812	52,812	16,575	16,575	2,181,033	18,137	2,162,896	54,041	701.37	19.14	682.23	158.72	120,122	
成長量	8,247	8,247	12	8,235	8,235	333	333	333	110	110	7,804	12	7,792	4	4	4	4	4	4	
普通林	23,490.82	3,851,335	13,053	23,348.87	23,348.87	656	2.63	653.67	170	170.24	22,664	139.10	22,524.96	158.72	701.37	19.14	682.23	158.72	120,122	
材積	3,851,335	39,329	57	3,812,006	3,812,006	104,199	565	103,634	26,664	26,600	3,720,472	38,700	3,681,772	120,122	38	38	38	120,122	120,122	
成長量	13,053	13,053	57	12,996	12,996	791	8	783	150	150	12,112	49	12,063	4	4	4	4	4	4	

(3) 市町村別森林資源表

単位 (面積: ha、材積: m3、立竹: 束)

区	分	木																	
		立						工											
		数			人			数			層								
		総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹
総計	面積	58,172.07	19,272.20	37,593.54	19,788.02	19,066.42	721.60	19,032.58	718.49	718.49	36.95	19,032.58	718.49	33.84	3.11				
	材積	13,684.010	6,116.426	7,567.584	7,582.255	7,510.118	72.137	7,574.686	71.849	71.849	7.569	7,574.686	71.849	7.281	288				
刈馬振興局	面積	58,172.07	19,272.20	37,593.54	19,788.02	19,066.42	721.60	19,032.58	718.49	718.49	36.95	19,032.58	718.49	33.84	3.11				
	材積	13,684.010	6,116.426	7,567.584	7,582.255	7,510.118	72.137	7,574.686	71.849	71.849	7.569	7,574.686	71.849	7.281	288				
刈馬市	面積	58,172.07	19,272.20	37,593.54	19,788.02	19,066.42	721.60	19,032.58	718.49	718.49	36.95	19,032.58	718.49	33.84	3.11				
	材積	13,684.010	6,116.426	7,567.584	7,582.255	7,510.118	72.137	7,574.686	71.849	71.849	7.569	7,574.686	71.849	7.281	288				

(つぎ)

区	分	木												竹			立											
		立						層						林			地											
		天			成			成			成			成			跡											
		総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹	総	針葉樹	広葉樹
総計	面積	37,077.72	205.78	36,871.94	982.24	979.41	278.76	0.22	278.54	35,816.72	202.73	35,613.99	224.48	1,081.85	37.62	1,044.23												
	材積	6,101.755	57.466	6,044.289	157.011	156.446	43.239	64	43.175	5,901.505	56.837	5,844.668	174.163	38	38													
刈馬振興局	面積	37,077.72	205.78	36,871.94	982.24	979.41	278.76	0.22	278.54	35,816.72	202.73	35,613.99	224.48	1,081.85	37.62	1,044.23												
	材積	6,101.755	57.466	6,044.289	157.011	156.446	43.239	64	43.175	5,901.505	56.837	5,844.668	174.163	38	38													
刈馬市	面積	37,077.72	205.78	36,871.94	982.24	979.41	278.76	0.22	278.54	35,816.72	202.73	35,613.99	224.48	1,081.85	37.62	1,044.23												
	材積	6,101.755	57.466	6,044.289	157.011	156.446	43.239	64	43.175	5,901.505	56.837	5,844.668	174.163	38	38													

(4) 所有形態別森林資源表 (面積)

單位 (面積:ha)

區分	立木											地										
	總數					人					工					地						
	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	
總計	58,172.07	56,865.74	19,272.20	37,593.54	19,788.02	19,066.42	721.60	19,751.07	19,032.58	718.49	33.84	3,111	19,751.07	19,032.58	718.49	33.84	3,111	19,751.07	19,032.58	718.49	33.84	3,111
縣	2,905.84	2,804.07	1,702.45	1,101.62	1,716.74	1,695.76	20.98	1,709.93	1,689.59	20.34	6.17	0.64	1,709.93	1,689.59	20.34	6.17	0.64	1,709.93	1,689.59	20.34	6.17	0.64
市	1,349.34	1,310.84	1,000.17	310.67	1,000.63	998.51	2.12	999.63	997.51	2.12	1.00		999.63	997.51	2.12	1.00		999.63	997.51	2.12	1.00	
町	61.76	28.83	1.55	27.28	1.55	1.55		1.55	1.55				1.55	1.55				1.55	1.55			
村	1,477.84	1,447.50	693.50	754.00	707.33	688.47	18.86	701.52	683.50	18.22	5.17	0.64	701.52	683.50	18.22	5.17	0.64	701.52	683.50	18.22	5.17	0.64
區																						
校	16.90	16.90	7.23	9.67	7.23	7.23		7.23	7.23				7.23	7.23				7.23	7.23			
計	55,265.63	54,061.07	17,569.75	36,491.32	18,071.28	17,370.66	700.62	18,041.14	17,342.99	698.15	27.67	2,47	18,041.14	17,342.99	698.15	27.67	2,47	18,041.14	17,342.99	698.15	27.67	2,47
個人	42,717.89	42,052.78	11,478.22	30,574.56	11,904.16	11,306.91	597.25	11,874.02	11,279.24	594.78	27.67	2,47	11,874.02	11,279.24	594.78	27.67	2,47	11,874.02	11,279.24	594.78	27.67	2,47
社	660.11	626.35	292.61	333.74	296.59	290.33	6.26	296.59	290.33	6.26			296.59	290.33	6.26			296.59	290.33	6.26		
森組																						
生組	244.63	234.05	22.74	211.31	21.92	21.92		21.92	21.92				21.92	21.92				21.92	21.92			
寺	497.99	490.48	106.26	384.22	104.98	101.76	3.22	104.98	101.76	3.22			104.98	101.76	3.22			104.98	101.76	3.22		
集	643.49	638.70	119.12	519.58	145.78	109.93	35.85	145.78	109.93	35.85			145.78	109.93	35.85			145.78	109.93	35.85		
同	3,300.13	3,237.76	383.60	2,854.16	425.25	372.61	52.64	425.25	372.61	52.64			425.25	372.61	52.64			425.25	372.61	52.64		
林業	7,201.39	6,780.95	5,167.20	1,613.75	5,172.60	5,167.20	5.40	5,172.60	5,167.20	5.40			5,172.60	5,167.20	5.40			5,172.60	5,167.20	5.40		
森林綜合研究所																						

(つぎ)

區分	立木											地										
	總數					天然					人工					地						
	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	總數	針葉樹	闊葉樹	
總計	37,077.72	205.78	36,871.94	982.24	2.83	979.41	278.76	3.93	278.54	35,816.72	35,613.99	224.48	202.73	35,613.99	224.48	1,081.85	37.62	1,044.23	99.66			
縣	1,087.33	6.69	1,080.64						3.93	1,083.40	1,076.71	2.11	6.69	1,076.71	2.11	99.66		99.66				
市	310.21	1.66	308.55							310.21	308.55	0.10	1.66	308.55	0.10	38.40		38.40				
町	27.28		27.28							27.28	27.28	1.07		27.28	1.07	31.86		31.86				
村	740.17	5.03	735.14						3.93	736.24	731.21	0.94	5.03	731.21	0.94	29.40		29.40				
區																						
校	9.67		9.67							9.67	9.67			9.67								
計	35,989.79	199.09	35,790.70	982.24	2.83	979.41	274.83	0.22	274.61	34,732.72	34,536.68	222.37	196.04	34,536.68	222.37	982.19	37.62	944.57	99.66			
個人	30,148.62	171.31	29,977.31	874.51	2.83	871.68	247.84	0.22	247.62	29,026.27	28,828.01	202.05	168.26	28,828.01	202.05	463.06	27.51	435.55	99.66			
社	329.76	2.28	327.48							329.76	327.48	1.22	2.28	327.48	1.22	32.54		32.54				
森組																						
生組	212.13	0.82	211.31	3.82		3.82	8.34		8.34	199.97	199.15	0.54	0.82	199.15	0.54	10.04	7.97	2.07				
寺	385.50	4.50	381.00							385.50	381.00	2.73	4.50	381.00	2.73	4.78		4.78				
集	492.92	9.19	483.73	4.79		4.79	14.39		14.39	488.13	478.94	1.45	9.19	478.94	1.45	3.34		3.34				
同	2,812.51	10.99	2,801.52	33.66		33.66	4.26		4.26	2,764.46	2,753.47	14.38	10.99	2,753.47	14.38	47.99	1.45	46.54				
林業	1,608.35		1,608.35	65.46		65.46				1,538.63	1,538.63			1,538.63		420.44	0.69	419.75				
森林綜合研究所																						

(5) 制限林の種類別面積

区分	保安林				砂防指定地	特別保護地区	自然公園						鳥獣特別保護地区に区よる	都風市計画法地よる	文史に化跡係財名る保勝指議天定法然地に記等よ念る物	自都地然道域環境特保自別全然地区に境よ保る全	その他	制限林の総面積									
	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林				土砂崩壊防備保安林		その他保安林		特別保護地区	第一種特別地域							第二種特別地域	第三種特別地域	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	小計	特別保護地区	特別保護地区
	水	源	土	砂			土	砂	土	砂																	
総数	7,428.13	2,292.83	(17.15)	2,292.83	58.20	3,005.68	(142.65)	(159.80)	12,784.84	(51.58)	327.64	(162.23)	576.05	(142.84)	795.98	5,496.62	1,824.87	7,901.77	(1,101.05)	(61.28)	25.20	(301.54)	9.55	(8.01)	180.19	(1,683.26)	21,229.19
対馬	7,428.13	2,292.83	(17.15)	2,292.83	58.20	3,005.68	(142.65)	(159.80)	12,784.84	(51.58)	327.64	(162.23)	576.05	(142.84)	795.98	5,496.62	1,824.87	7,901.77	(1,101.05)	(61.28)	25.20	(301.54)	9.55	(8.01)	180.19	(1,683.26)	21,229.19
対馬市	7,428.13	2,292.83	(17.15)	2,292.83	58.20	3,005.68	(142.65)	(159.80)	12,784.84	(51.58)	327.64	(162.23)	576.05	(142.84)	795.98	5,496.62	1,824.87	7,901.77	(1,101.05)	(61.28)	25.20	(301.54)	9.55	(8.01)	180.19	(1,683.26)	21,229.19

(注) 上段は上位制限林との兼種で外数、下段は実面積。

(6) 樹種別材積表

(単位：千m³)

樹種	合計	針葉樹計	広葉樹計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	その他広葉樹
総数	13,684	7,568	6,116	4,371	3,032	144	21	6,116
人工林	7,582	7,510	72	4,371	3,032	97	10	72
天然林	6,102	58	6,044	—	—	47	11	6,044

注：四捨五入のため計が一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

(単位 面積：ha)

市町村	特定保安林				要整備森林		備考
	番号	面積			箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林			
		該当なし					

(8) 荒廃地等

(単位：箇所)

市町村	荒廃危険地				備考
	山腹崩壊	崩土砂流出	壊地すべり	計	
対馬市	211	217	3	431	うち国有林内6

資料：令和4年度長崎県の森林・林業統計（令和5年3月31日現在）

(9) 森林の被害

(単位 面積：a)

種類	火 災			気 象 災			病 害 虫			獣 害		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
対馬市	—	—	—	—	—	—	94	23	31	43,700	558	525

資料：森林被害報告（各年）

注：火災・気象災は年次（1～12月）、病虫害・獣害は年度（4月～翌年3月）での数値である。

(10) 防火線等の整備状況

(単位 延長：m)

区分	防 火 線		防 火 道		備 考
	箇所数	延 長	箇所数	延 長	
対馬市	該当なし				

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

(単位：戸)

区 分	総 数	1～3ha 未 満	3～5ha 未 満	5～10ha 未 満	10～50ha 未 満	50ha 以 上
対 馬 市	2,082	870	409	364	380	59

資料：2010年世界農林業センサス（長崎県統計書）（平成22年2月1日現在）

注：この表における林家とは、保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積：ha)

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
対 馬 市	136	21,691	2	2,444	134	19,247	

注：1 令和6年3月31日現在で有効な計画について集計した。

2 人数は、認定森林所有者等の数であり、計画対象森林の森林所有者（森林の経営を委託した者が含まれる）の数ではない。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

該当なし

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

別表 3-1のとおり。

(5) 林業事業体等の現況

(単位：事業体数)

区 分	造 林 業	素材生産業	木 材 卸 売 業 (うち素材市売市場)	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	
				製 造 業	そ の 他
対馬市		29		2	

資料：長崎県林政課 木材業者及び製材業者登録名簿（令和6年3月31日現在）

注：1 調査時点は令和6年3月31日現在である。

2 各事業種には重複者を含む。

表3-1 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(単位 員数：人 面積：ha)

区分	市町村別	組合名	組合員数	常勤	組合員所有 (組合経営) 森林面積	
				役員数		
森林組合	対馬市	対馬	2,532	24	43,511	
生産森林組合	対馬市	(9組合)	256	-	913	
		上槻	16	-	220	
		久和	32	-	104	
		鴨居瀬	42	-	161	
		濃部	20	-	86	
		田	38	-	56	
		大綱	24	-	19	
		佐賀本戸	23	-	138	
		志多賀本戸	49	-	95	
		井口	12	-	34	

資料：令和5年度森林組合一斉調査（令和6年3月31日現在）

イ 事業内容及び活動状況等

対馬森林組合は、森林施業プランナーにより、森林経営計画に基づく提案型集約化施業を進めており、林内路網の開設と搬出間伐による木材生産に取り組んでいる。

生産森林組合は所有地の一部を林業公社と契約し、利用間伐による収益を得ている組合がある一方、活動が低位な組合もある。

(6) 林業労働力の概況

年齢区分別構成

(単位：人)

15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
-	10	14	31	28	48	22	5	158

資料：令和2年国勢調査

(7) 林業機械化の概況

機 械 名	所 有 台 数	機 械 名	所 有 台 数
動力式索道	—	リモコンチェーンソー架台	—
集材機（10ps未満）	7	刈払機	109
集材機（10ps以上）	6	植穴掘機	—
リモコンウインチ	—	動力枝打機（自動木登式）	—
自走式搬器	3	動力枝打機（上記以外）	—
モノレール	1	苗畑用トラクタ	—
運材車（20ps未満）	2	樹木粉碎機	1
運材車（20ps以上）	6	グラップルソー	2
ホイールタイプトラクタ	3	（高性能林業機械）	
クローラタイプトラクタ	1	スキッダ	—
フォークリフト	26	プロセッサ	11
トラック／ホイールクレーン	3	ハーベスタ	4
クレーン付トラック	26	フォワーダ	1
グラップルローダ作業車	25	タワーヤーダ	—
グラップルローダ付トラック	4	スイングヤーダ	2
トラクタショベル	3	フォーク収納型グラップルバケット	16
ショベル系掘削機械	75	その他高性能林業機械	2
チェーンソー	208		

資料：長崎県林政課 林業機械保有台数調査（令和4年3月31日現在）

(8) 作業路網等の整備の概況

市 町 村	路 線 数	延 長 (m)	備 考
対 馬 市	1,544	1,513,677	

資料：令和5年度長崎県の森林・林業統計（令和5年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

計画及び実行量は、前計画の前期（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に対応する数量である。ただし、令和6年度の実行量は見込みである。

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積

（単位 材積：千m³ 実行歩合：％）

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	390	100	290	371	91	280	95	91	97
針 葉 樹	355	65	290	358	78	280	101	120	97
広 葉 樹	35	35	0	13	13	0	37	37	—

（2）間伐面積

（単位 面積：ha 実行歩合：％）

計画	実行	実行歩合
3,400	2,880	85

（3）人工造林及び天然更新別面積

（単位 面積：ha 実行歩合：％）

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
472	245	52	154	77	50	318	168	53

（4）林道の開設及び拡張の数量

（単位 延長：km 実行歩合：％）

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	26.3	6.7	25	9.7	0.6	6
うち林業専用道	26.3	6.7	25	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	42	241	574	2	1	-
水 源 涵 養	5	159	3,180	1	1	-
災 害 防 備	37	82	222	1	0	-
保 健 風 致	0	0	0	0	0	-

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

(単位 地区数 : 箇所 実行歩合 : %)

保安施設	計 画	実 行	実 行 歩 合
地 区 数	26	36	138

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

該当なし

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積：ha、材積：千m³)

種 別		分 期		第Ⅰ分期	第Ⅱ分期	第Ⅲ分期	第Ⅳ分期	第Ⅴ分期	第Ⅵ分期	第Ⅶ分期	第Ⅷ分期
		面積	材積								
人	主伐	面積		335	505	625	818	852	928	808	745
		材積		101	152	210	278	311	333	303	269
工	間伐	面積		3,600	3,200	1,892	1,425	823	800	719	1,044
		材積		263	239	153	109	58	42	30	37
林	計	面積		3,935	3,705	3,337	3,251	3,090	3,091	2,881	2,775
		材積		364	391	532	566	693	637	661	514
	再造林		196	300	325	435	381	427	289	273	
天 然 林	主伐	面積		220	260	324	337	370	337	327	268
		材積		37	44	54	57	60	56	52	42
	拡大造林		90	110	110	110	110	110	110	110	100
	天然更新		334	425	473	541	549	540	476	437	
伐採材積計				401	435	584	605	722	650	668	515
林道開設延長				2.0	12.6	288.5		-			

注：森林計画樹立の翌年度から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期、以下同様とし、最終の分期を第Ⅷ分期とする。

(2) 分期別期首資源表

(單位 面積: ha、材積: 千m³)

區 分		面 積													材 積
		總 數	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15・16 齡 級	17・18 齡 級	19・20 齡 級	21齡級 以 上		
第一 分期	總 數	56,866	665	909	1,195	3,640	8,505	14,617	19,119	5,306	2,164	465	281	13,685	
	人工林	19,788	277	302	489	1,414	3,809	7,016	5,509	555	217	104	97	7,583	
	育成單層林	19,751	265	301	484	1,407	3,809	7,012	5,502	554	217	103	96	7,575	
	育成複層林	37	13	1	4	7	0	4	6	1	0	0	0	8	
	天然林	37,078	388	606	706	2,226	4,696	7,601	13,610	4,751	1,947	362	185	6,102	
	育成單層林	982	5	13	21	128	217	339	216	40	5			157	
育成複層林	279	2	2	29	33	46	99	43	22	4			43		
天然生林	35,817	381	592	657	2,065	4,434	7,163	13,352	4,689	1,939	362	185	5,902		
第二 分期	總 數	55,791	2,562	719	976	2,049	5,304	12,105	17,232	11,229	2,550	841	225	13,750	
	人工林	19,383	653	229	464	718	2,112	6,111	6,268	2,423	245	87	73	7,972	
	育成單層林	19,321	646	222	461	713	2,107	6,104	6,254	2,410	245	87	73	7,958	
	育成複層林	62	6	7	3	6	5	7	14	14	1	0	1	14	
	天然林	36,408	1,909	490	512	1,331	3,193	5,994	10,964	8,806	2,304	754	152	5,778	
	育成單層林	1,032	2	9	17	75	178	283	290	141	33	5		168	
育成複層林	304	1	2	15	31	42	75	77	38	18	4		49		
天然生林	35,072	1,906	479	480	1,225	2,972	5,636	10,597	8,626	2,253	745	152	5,562		
第三 分期	總 數	54,496	5,158	665	902	1,180	3,523	8,401	13,787	15,826	3,632	1,144	277	13,642	
	人工林	18,976	1,385	277	296	475	1,298	3,746	6,590	4,414	342	97	57	8,235	
	育成單層林	18,864	1,381	271	291	469	1,290	3,730	6,563	4,380	335	97	57	8,204	
	育成複層林	112	3	6	5	7	16	27	34	7	0	1	31		
	天然林	35,520	3,774	388	606	706	2,225	4,656	7,197	11,412	3,291	1,047	219	5,408	
	育成單層林	1,082	1	5	13	46	132	236	298	228	98	22	3	181	
育成複層林	329	1	2	9	23	39	62	82	64	33	13	2	54		
天然生林	34,109	3,772	380	585	637	2,053	4,358	6,817	11,120	3,159	1,012	215	5,173		
第四 分期	總 數	54,700	7,326	3,586	715	953	2,003	5,164	11,400	14,113	7,681	1,346	413	13,006	
	人工林	18,852	2,186	922	225	441	674	1,996	5,708	5,002	1,546	108	45	8,093	
	育成單層林	18,664	2,183	917	219	435	665	1,970	5,660	4,942	1,525	104	44	8,037	
	育成複層林	189	3	5	6	6	9	27	48	61	20	4	1	57	
	天然林	35,848	5,140	2,664	490	512	1,329	3,168	5,692	9,111	6,135	1,238	368	4,913	
	育成單層林	1,132	1	3	9	29	95	189	279	276	174	63	14	191	
育成複層林	354	0	1	5	16	34	54	78	79	53	25	8	58		
天然生林	34,362	5,139	2,660	476	467	1,200	2,925	5,335	8,756	5,908	1,150	346	4,664		
第五 分期	總 數	55,397	9,751	7,428	663	876	1,153	3,392	7,878	11,260	10,506	1,938	554	11,948	
	人工林	18,909	3,153	1,946	275	270	449	1,185	3,472	5,259	2,703	153	44	7,549	
	育成單層林	18,645	3,151	1,942	270	262	438	1,152	3,409	5,175	2,662	141	41	7,466	
	育成複層林	265	2	4	5	8	11	33	63	84	41	12	3	83	
	天然林	36,488	6,598	5,481	387	606	704	2,207	4,406	6,001	7,804	1,785	510	4,399	
	育成單層林	1,182	0	2	6	19	68	147	246	291	236	122	45	197	
育成複層林	379	0	1	3	10	28	47	72	84	71	41	21	62		
天然生林	34,927	6,597	5,479	378	577	608	2,013	4,088	5,626	7,496	1,622	443	4,140		
第六 分期	總 數	56,368	11,873	9,342	3,584	699	911	1,946	4,811	9,275	9,193	4,063	671	10,673	
	人工林	19,083	4,059	2,757	921	209	399	629	1,807	4,502	3,044	716	42	6,711	
	育成單層林	18,744	4,058	2,754	916	201	387	593	1,733	4,398	2,981	689	34	6,602	
	育成複層林	340	1	3	5	7	12	37	74	104	62	26	9	108	
	天然林	37,284	7,814	6,585	2,664	490	512	1,317	3,004	4,773	6,149	3,347	629	3,962	
	育成單層林	1,232	0	1	4	13	50	113	208	281	274	182	106	199	
育成複層林	404	0	0	2	7	22	40	65	84	83	58	42	64		
天然生林	35,648	7,814	6,583	2,658	470	440	1,164	2,730	4,408	5,792	3,107	481	3,700		
第七 分期	總 數	57,290	13,120	11,019	7,428	653	831	1,117	3,140	6,372	7,264	5,376	970	9,375	
	人工林	19,278	4,649	3,552	1,946	266	225	420	1,052	2,706	3,199	1,203	59	5,747	
	育成單層林	18,862	4,649	3,550	1,943	258	212	381	971	2,587	3,116	1,158	44	5,615	
	育成複層林	416	0	2	4	8	13	39	81	119	83	44	22	132	
	天然林	38,013	8,471	7,467	5,481	387	606	697	2,088	3,666	4,065	4,173	911	3,628	
	育成單層林	1,282	0	1	3	8	37	86	173	258	289	231	197	196	
育成複層林	429	0	0	1	4	17	34	59	81	88	73	71	64		
天然生林	36,302	8,471	7,466	5,478	374	552	577	1,857	3,327	3,688	3,870	643	3,368		
第八 分期	總 數	57,880	13,181	12,121	9,342	3,578	672	864	1,811	3,907	5,955	4,587	1,862	8,249	
	人工林	19,384	4,753	4,169	2,757	914	183	355	566	1,397	2,696	1,346	249	4,849	
	育成單層林	18,894	4,753	4,168	2,754	907	169	314	480	1,267	2,595	1,282	220	4,695	
	育成複層林	491	0	1	3	7	13	41	86	130	101	64	44	153	
	天然林	38,496	8,428	7,953	6,585	2,663	489	509	1,245	2,510	3,259	3,242	1,614	3,401	
	育成單層林	1,332	0	0	2	5	29	67	141	228	284	263	313	189	
育成複層林	454	0	0	1	3	14	29	53	76	90	82	107	64		
天然生林	36,710	8,428	7,952	6,583	2,655	447	413	1,051	2,206	2,885	2,896	1,194	3,148		

6 その他

(1) 長崎県天然更新完了基準

長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表掻き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m 以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m 以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

※ 更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
 - ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。
- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。
 - 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積	1.0 h a 未満	2 箇所以上
	1.0~3.0 h a 未満	3 箇所以上
	3.0 h a 以上	5 箇所以上
 - 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。
 - 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積10 m²（半径1.78mの水平円等）を設定する。
 - 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。
 - 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。
 - (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあつては、当該法令の規定等によるものとする。
- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

天然更新完了確認調査野帳

調査年 月 日
調査員

市町名

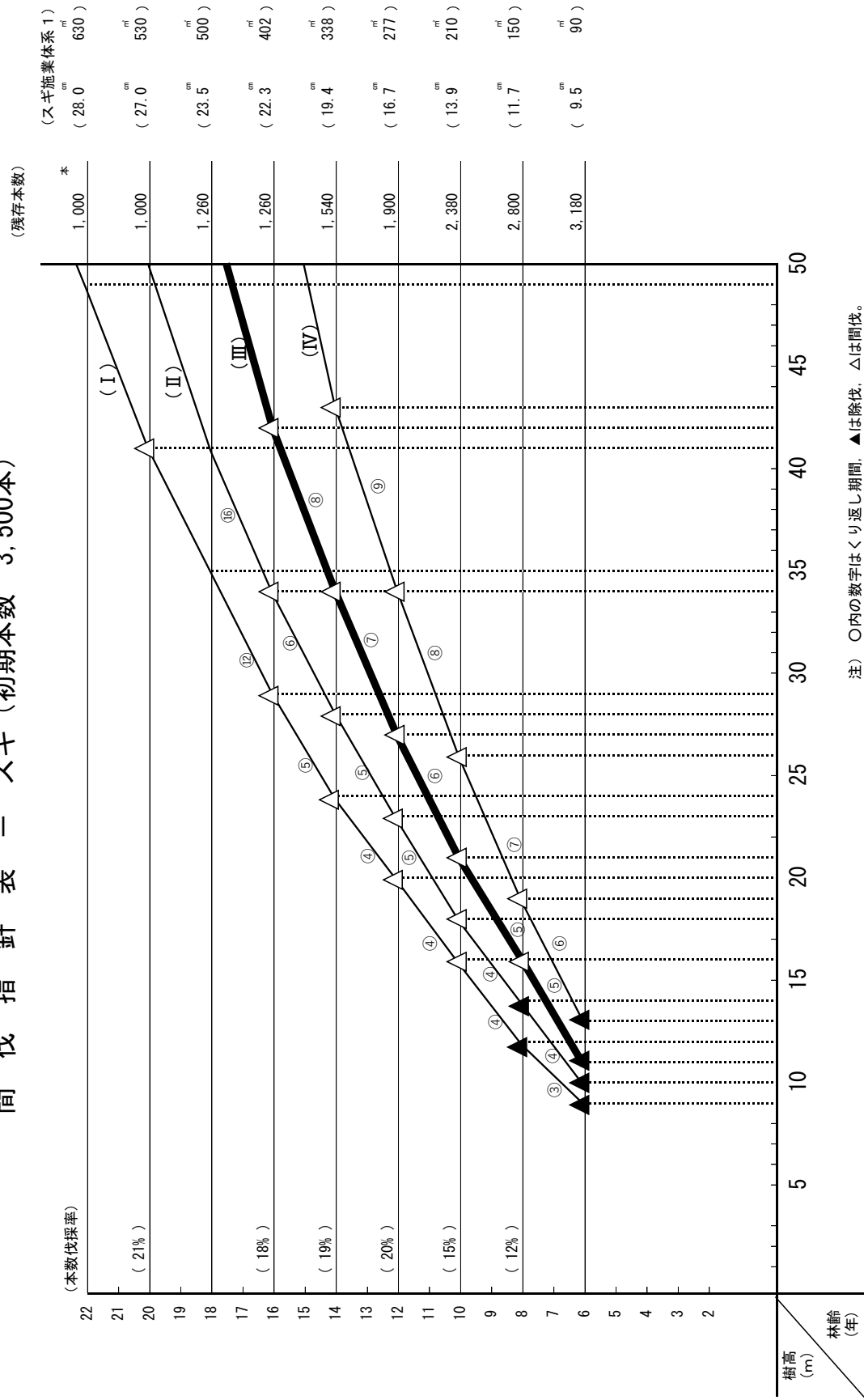
区分	森林簿				更新対象面積	伐採年	伐採後経過年	プロット番号	備考	
	林班	小班	枝番	面積(ha)						
調査地										
調査結果	プロット1			プロット2			プロット3			
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(cm)	
		プロット4			プロット5			プロット6		
	樹種	本数	樹高(cm)	樹種	本数	樹高(Cm)	樹種	本数	樹高(cm)	
判定 (複数選択し判定してよい)	A	A 天然更新完了								
	B	B 天然更新一部完了(面積 ha)								
	C	C 天然更新補助作業(面積 ha、作業種)実施								
	D	D 植栽(面積 ha)実施								
添付資料 その他	1 森林計画図に伐採箇所を明示したもの 2 目視の場合は、遠景・近景の写真1部 3 完了確認調査は、2人以上の編成で実施すること									

※ 伐区毎に別葉とする

(2) 間伐指針表

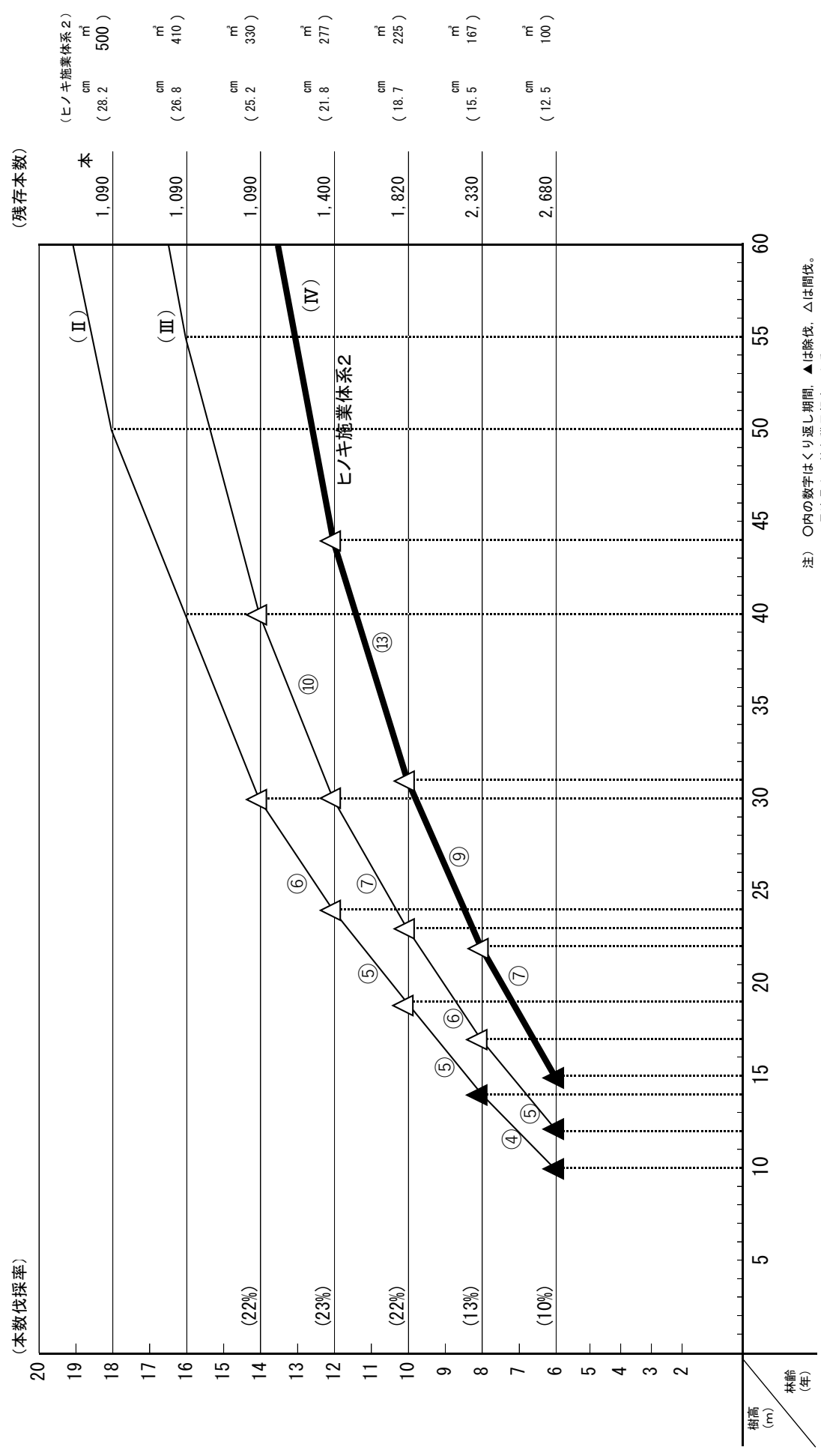
付表 1

間伐指針表 - スギ (初期本数 3,500本)



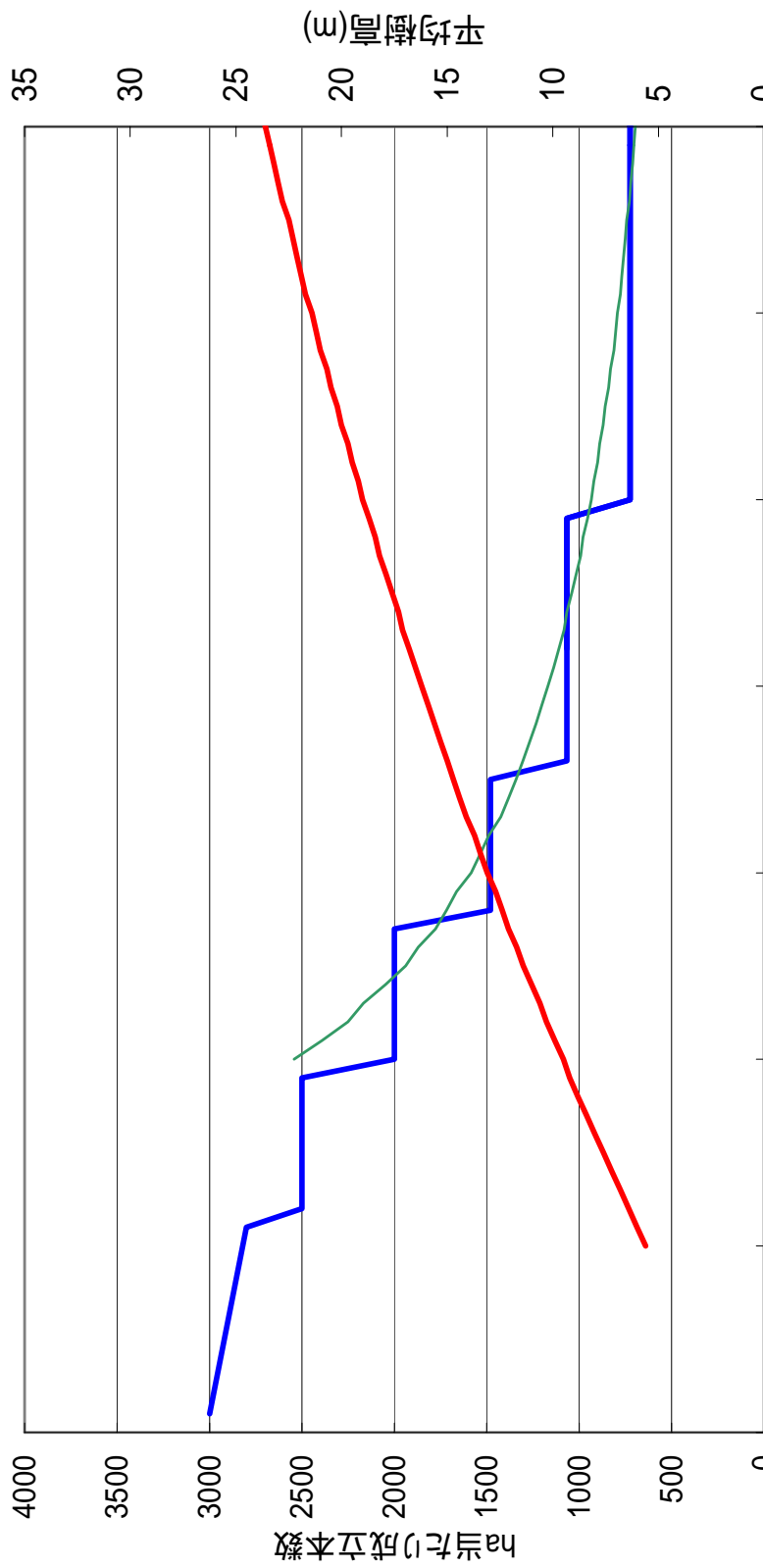
付表 2

間伐指針表 ヒノキ (初期設定 3,500本)



注) ○内の数字はくり返し期間, ▲は除伐, △は間伐。
長崎県人工林取壊予想表による。

長崎県スギ人工林 施業体系 地位3



平均樹高	5	9	13	16	19	21	23
平均胸高直径	9	13	18	23	28	30	31
形状比	56	69	72	70	68	70	74
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70
除間伐回数	除伐	1	2	3	4		
林齢	12	20	28	36	50		
間伐本数	300	500	500	450	300		
間伐率	11	20	26	28	32		
残存本数	2500	2000	1500	1050	750		
収量比数	0.57	0.69	0.74	0.74	0.70	0.75	0.78

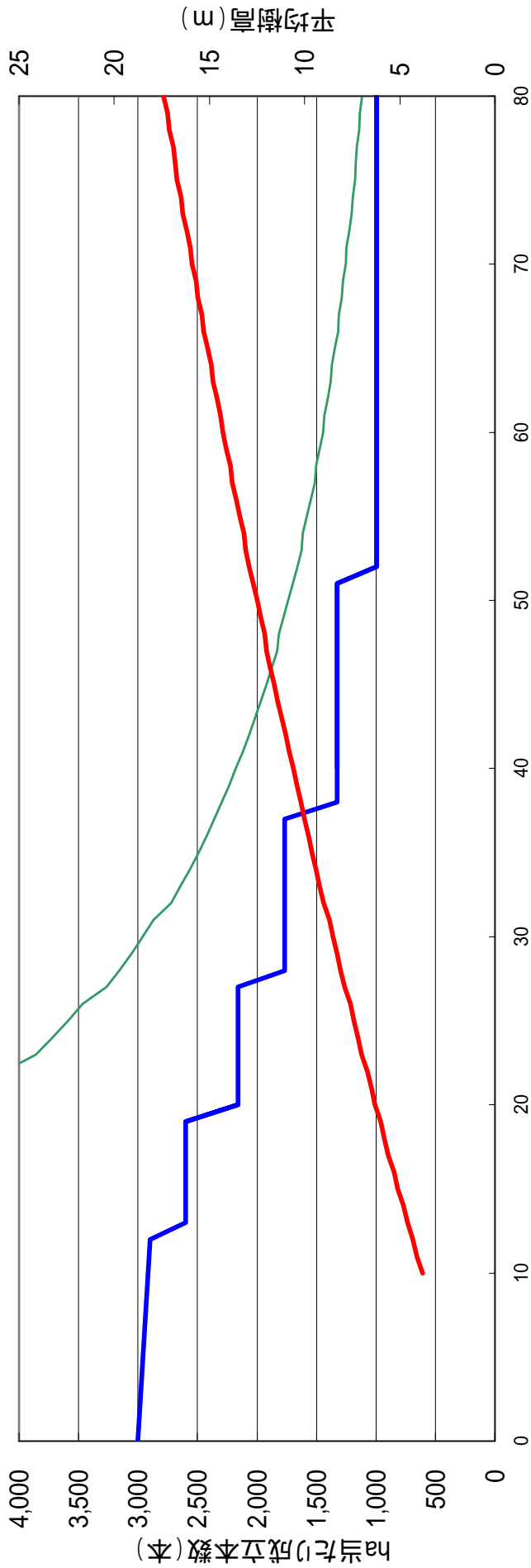
留意事項:

- 全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- 伐期齢70年時の収量比数を高くする。
- 間伐回数をできるだけ少なくする。
- 利用間伐を2回実施する。

適用基準

長崎県スギ人工林地位指数曲線(H22.3)
九州地方スギ人工林分密度管理図(S55.3)

長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位4



平均樹高	4	6	8	10	12	14	15	17
平均胸高直径	5	10	13	16	18	21	23	24
形状比	80	60	62	63	67	67	65	71
見込み林齢	10	20	30	40	50	60	70	80
回数	除伐	1	2	3	4			
林齢	13	20	28	38	52			
間伐本数	300	450	400	450	300			
間伐率	10	17	18	25	25			
残存本数	2600	2150	1750	1300	1000			
収量比数	0.25	0.40	0.48	0.49	0.58	0.55	0.61	0.66
I/RV	0.38	0.55	0.65	0.68	0.77	0.75	0.80	0.84

注) 参考までに旧密度管理図のRyを示しております。

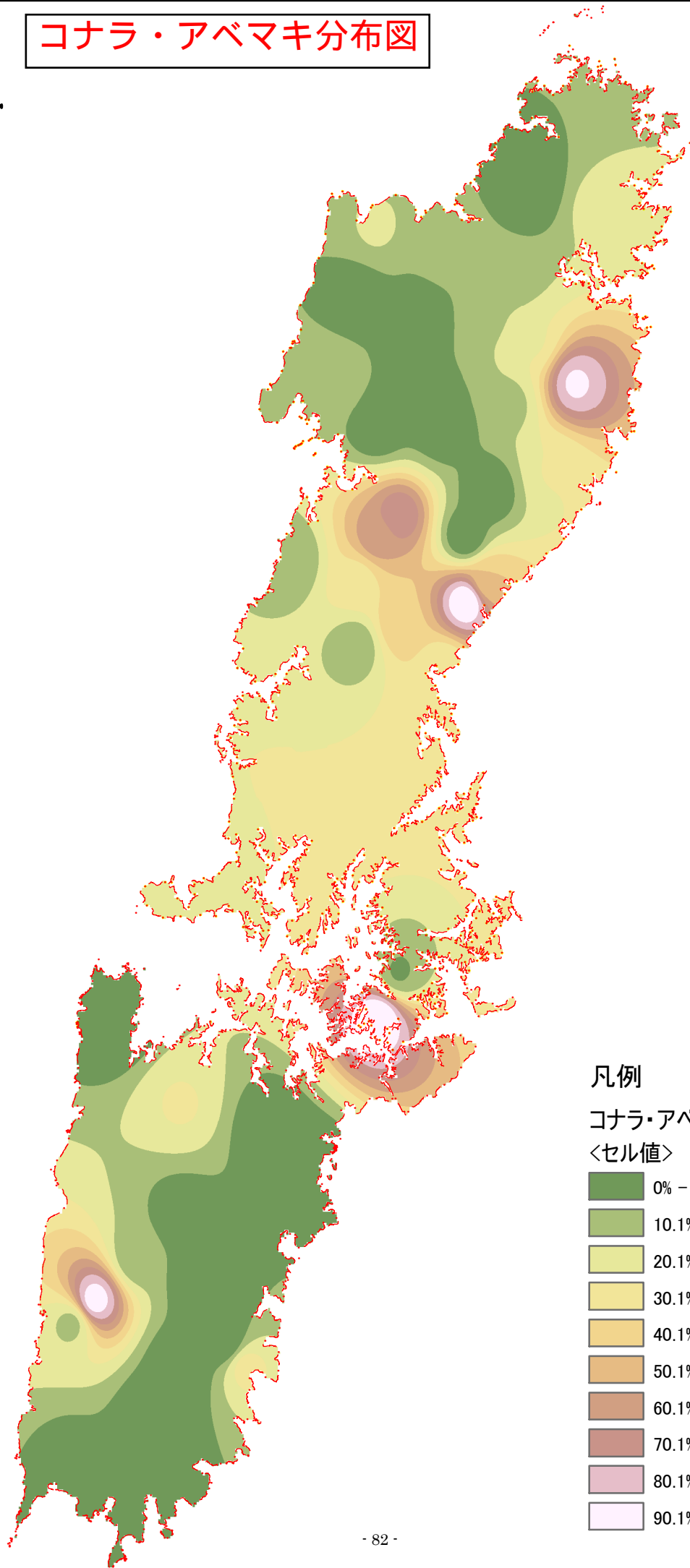
留意事項:

全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
伐期齢80年時の収量比数を高くする。
間伐回数をできるだけ少なくする。
利用間伐を2回実施する。

適用基準

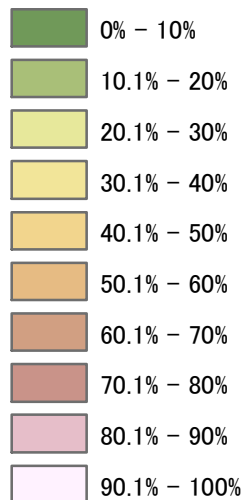
長崎県ヒノキ人工林地位指数曲線(H22.3)
長崎県ヒノキ人工林分密度管理図(H22.3)

コナラ・アベマキ分布図



凡例

コナラ・アベマキ混交率
〈セル値〉



6 その他

(5) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m3

主伐（皆伐）上限量の目安（千m3）
199

第2表 持続的伐採可能量（年間）に応じた必要な再造林率

単位 再造林率：% 材積：千m3

持続的伐採可能量	間伐材を加えた伐採可能量	必要な再造林率
199	260	100
179	240	90
159	220	80
139	200	70
119	180	60
99	160	50
79	140	40
60	121	30
40	101	20
20	81	10

- 1) 「持続的伐採可能量」は、令和3年6月15日閣議決定された「森林・林業基本計画」に「森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進める」との方針を受け再造林率も踏まえて設定することとなったもの。
- 2) 本表は、育成単層林として維持すべき森林を対象に、Ⅱ第3の1の(2)で示す標準伐期齢を超える林齢の資源について、資源量を持続的に維持していくことが可能な伐採量の上限として算出される量（理論値）である。
- 3) 第1表の計算方法は、次のとおり。

$$E = Zw + (Vw - Vn) / Ta$$

E：主伐（皆伐）材積の目安

Ta：更新期間

Zw：対象森林の期首時の年間成長量

Vw：対象森林の期首時の立木材積

Vn：基準立木材積（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）